

第八十七回 参議院法務委員会議録 第五号

(八〇)

昭和五十四年二月二十七日(火曜日)

午前十時七分開会

委員の異動

二月二十三日

辞任

内藤

功君

二月二十七日

辞任

阿具根

登君

補欠選任

宮本

顕治君

補欠選任

安恒

良一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

事務局側

参考人

事務局側

○委員長(峯山昭範君) たゞいまから法務委員会を開会いたします。

○民事執行法案(第八十四回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出)

この際、参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。
本日は御多忙中のところ、本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。
つきましては、議事の進行上、田中利正参考人、田中一志参考人の順で、お一人十五分程度御意見をお述べいただき、その後委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

それでは、まず、田中利正参考人にお願いいたします。

○参考人(田中利正君) 東京地方裁判所執行官田中利正でございます。
長い間改正が叫ばれておりましたわが国の強制執行法が、皆様方の御努力によりましてここにその完成を目前にいたしまして、私ども執行の実務に携わる者といたしまして、まことに感慨の深いものがござります。この法改正に当たりましては、われわれ執行官側といたしましても、その基礎的な実態調査の段階から協力してまいりました。また、第一次、第二次試案を経まして今日に至るまで、機会あるごとに意見を述べ、微力ではございますが、われわれとしましていささかは寄合しておるというふうに考えておるのでございまして、新法の制定には心から贊意を表し、早期成立を期待するものでございます。

さて、新法におきましては執行官の職務並びに権限が拡大強化されておりますので、執行官の事務は量質ともに増大するものと予想されておりまします。そこで、これらの点に関しまして若干意見を述べさせていただきたいというふうに思うのですが、賛成を行います。

○委員長(峯山昭範君) 民事執行法案を議題とい

たします。
本日は、本法案について参考人から意見を聴取し、質疑を行います。

官が自己的の判断に基づいて換価すれば足りるといふことになつております。

次に、第二といたしまして、事務の合理化という面からながめてまいりますと、新法は、運用に不都合を表していた現行の規定を改正し、執行官の事務の合理化を所々で図つております。すなわち、現行法は、執行官が債務の執行に当たり抵抗を受けるとき、または債務者不在の場合には、市町村の更員または警察官を立会人とする場合は一名、その他の場合は成年者二名を立ち会わせなければならぬというふうになつておりますが、新法では、立会人の人数を定めないということになりましたので、相当地認められる者一人を立ち会わせねば足りるということになつております。

次に、現行法は、休日または夜間に執行行為をする場合には執行裁判所の許可が必要であるといたしましたので、相当地認められる者一人を立会わせねば足りるといふことになつております。

次に、現行法は、立会人の人数を定めないということにされておりますが、新法では、人の住居に立ち入つて債務を執行する場合だけに限り許可を要するということになりましたので、住居外で債務を執行する場合には、たとえ執行が長引きまして午後七時を超えるというような場合でも、特に許可を要せず、執行官限りの判断で執行を行なふことができるというふうになつております。

次に、現行法は債務名義を有しない債権者の配当要求を無制限に認めておりませんけれども、新法は、優先権を有する債権者に限り配当要求を認めるといたしましたので、虚偽債権による配当要求を防止すると同時に、配当申し立て事務は激減することができる旨の規定を新設いたしました。そこで、これまでのようなくつかりの見込みがないときは、職権により差し押さえを取り消すことができる旨の規定を削除いたしました。そこまで、これまでのようなくつかりの見込みがないのにいたずらに売却期日を重ねるというような

ことがないように配慮されております。

さらに、現行法は、不動産の明け渡し・執行等におきまして、執行官が執行の目的外動産、いわゆる遺留品でございますが、を売却するには、その都度執行裁判所の許可を要するものとされておりますが、新法は、右の売却については執行官限りで行なうことができるようにしております。

また、動産の任意競売関係につきましては、新法は明確な方法を示しておりますので、現行法のように競売期日に目的物が提出されるかどうか確認できないまま競売手続を進めなければならない、というような不合理さが一掃されました。

以上のほかいろいろな改正がなされたるわけでございますが、これらの改正点を通じ、特に現況調査制度や執行官の裁量権の拡大等、新法が執行官を信頼し、これに期待する姿勢を示していくことに対しまして、私どもはこれを高く評価しているものでございます。

次に、第三といたしまして、新法の施行により執行官の事務量はどの程度増加するのであらうかという点につきまして申し上げたいと思います。改正法によりまして執行官の事務量が増加するであろうことは間違いないところであると思ひます。が、私どもの見方を申し上げますと、今次改正によりまして執行官の事務量が増加すると思われる部分は、法第五十七条のいわゆる現況調査の事務並びに法第一百二十二条の動産執行の対象の拡大、この二点にしばられるのであるからうかと思います。

次に、新法は、差し押さえ物につきまして相当な方法により売却を実施しても、なおかつ売却の見込みがないときは、職権により差し押さえを取り消すことができる旨の規定を新設いたしました。そこで、これまでのようなくつかりの見込みがないのにいたずらに売却期日を重ねるというような

の時間、報告書の作成等、その事務量は量質ともに増大することは明白であります。ただいまその事務量を正確に数字的に申し上げることはできま

せんけれども、事件には取り調べに困難なものから比較的容易なものもござりますので、私は、この增加量は大体現在の一倍半ないし三倍ぐらいの数は、東京におきましても、執行官の全取り扱い事件から見まして約一割にしかすぎません。したがいまして、取り扱い事件の多い東京などの場合は格別、係属事件数の多くない府におきましてはそれほどの影響はないのではないかどうかといふうに考えております。

次に、動産執行の対象の拡大の点でございますが、新たに対象となりました手形、小切手等の差し押さえについてあります。が、実務上の経験によれば、現場においてこれらの有価証券を照らしまして、現場においてこれら有価証券をそう数多く発見できるとは考えられませんし、二十トン未満の船舶に至りましては、東京地裁におきまして過去二十年間に一件というような実績しか持つておりません。したがいまして、本条による事務量の増加につきましては、さして心配する必要はないのではなかろうか。もちろん、将来の運用を見た上でなければ正しい申し上げ方はできませんけれども、現段階ではそんな感じがいたします。

以上、二つの点について申し上げましたが、他面、今次改正によりまして事務の合理化を図つている面も相当ござりますので、これらを総合的に判断いたしますと、もちろん、特別な場合は別といたしまして、新法の施行に当たり、執行官側は現在の人員をもつて一応これに当たり得るであろうというふうに推測している次第でございます。

もつとも、執行官の事務量が従来に比し量質ともに増加することは、これは間違いない事実と思われますので、執行官といたしましても、新法の負託にこたえるため一層の努力と十分な勉強をしなければならないと思つております。

どうもありがとうございました。

○委員長(峯山昭範君) どうもありがとうございました。

次に、田中一志参考人にお願いいたします。

時に、当局側におかれましても、有効適切な配慮をせひととお願いしたいと思うのでござります。

そこで、第四といたしまして、この機会に次の立場で解決する本來明るいカラーのものであるべきと思ひます。そこで、この際、民事執行の正しい意義につきまして国民の理解を深めるような措置、いわゆるPRですが、講ぜられるよう提案いたします。

二、同じ趣旨におきまして、執行官室の執務環境の改善、特に競売場につきまして――は、その位置、施設等につきまして新法の趣旨に即応した配慮がぜひとも望ましいというふうに考へます。

三といたしまして、新法における職務の遂行に必要な知識を修得するための協議会とか、あるいは研修の実施、執務資料の刊行というようなことをこの際要望いたします。

四、現況調査の手数料の額につきましては、これは特段の配慮をお願いしたい。また、この際、その他の手数料につきましては、再検討の上、職務に見合うような改正を望みます。また、執行官の地位、待遇につきましては、新しい執行官ふさわしい方向に改善されるよう要望いたします。

五、執行官室に勤務する職員についても、これは間接的かもしれないけれども、できるだけの当局の御配慮をお願いしたいと思います。

六、送達事務につきましては、執行官の負担が増大している実情にかんがみまして、民事訴訟の送達制度全体につきまして、この際ぜひ再検討してくださるようお願いいたします。

以上、雑駁でございますが、私の発言を終わらせていただきたいと思います。

○参考人(田中一志君) ただいま御指名いただきました東京執行官室労組の書記長をやっておりまつた田中でございます。

本日は、委員の皆様の御協力により、参考人として意見を述べる機会を与えていただき、ありがとうございました。

早速本論に入りたいと思いますが、私の方は、執行官室の職員における実態についてお話をさしていただきたいというふうに思います。

冒頭申し上げたいことは、昭和四十一年の衆議院法務委員会における議事録四十四号をごらんください。詳細は同委員会の議事録四十四号をごらんいただければおわかりになりますが、ここで次のようないに決議しておるわけです。「執行官代理をはじめ執行事務に従事する職員の待遇並びにその地位の安定と雇用条件について格別の配慮を行うこと、なお執行官代理の執行官への登用について、その他の必要な措置を講じること。」とあるわけです。が、十余年を経過した今日、職員に関しては全くほこにされている状況であります。

東京の場合、労働組合があります。したがって、私ども組合では、職員の身分保障と地位の向上のため職員の公務員化、執行官への優先的採用を中心とした制度を講じています。この制度を実現するためには、職員の公務員化、執行官への優先的採用等が、まさに公権力の行使であります。当然、職員の職務について取扱いがある場合は、公務員執行官が執行官であると理解しております。ところが、これらは、明治以来一步も前進しておらず、職務に従事する職員は、國家公務員である執行官に私的に雇用され、公務員ではありません。十年前の執行官法制定、今回の民事執行法案の審議により、法律は一步一步前進しておりますが、執行官制度そのものは、明治以来一步も前進しておらず、職員の環境が整備されなければ、結にかいともちに等しいのではないかというように思いました。

手数料制執行官を改めない限り、法の趣旨は全うできないと言つても過言ではないといふうに思います。

手数料制は、必然的に能率のみを要求します。また、常に収入の不安を伴います。国家権力の行使をつかさどる執行官がこの状態で、果たして十分な機能をなし得るか、私たちは疑問を投げかけました。次第であります。国会決議の実施と私たちのこの主張に最高裁当局は一べつも与えませんでした。

以下、私たちは今日どのような状況になつてゐるかについて、三つの職務にわたってお話を申し上げたいと思います。

まず最初に、職員の送達業務について申し上げます。

昭和四十一年当時、東京二十三区、この全域が対象で仕事をしておりました。二十七名の送達代理人が民事、刑事の書類を処理しておりました。

よって、送達業務に従事する職員が減少してまいりました。同時に、人件費節減あるいは送達区域を漸次縮小し、昭和四十五年十月より今日までに都内二十三区のうち二十区が廃止となり、現在は千代田、中央、港の三区だけになつております。

事件を処理する合い間に、それも日曜、祭日等を利用して処理に当たっています。休日も満足に休めず、当事者からも催促される等、まさに今日の状況によって、廃止区域については執行官が執行するべきです。そこで、それも日曜、祭日等を利用して処理に当たっています。休日も満足に休めず、当事者からも催促される等、まさに今日の状況であります。

不動産競売については、新法によつて、入札、競り売りのほかの競売方法として、最高競買額で定めることになりますが、この内容の一つとして郵便による方法も考へられていました。

送達困難な書類のみが執行官室の方に回つてくるという状況です。都内全区を担当していたころは、送達件数も多く、手数料収入と送達のために要する諸経費との収支の採算がとれていたわけです。

す。手数料制執行官を改めない限り、法の趣旨は全うできないと言つても過言ではないといふうに思います。

手数料制は、必然的に能率のみを要求します。また、常に収入の不安を伴います。国家権力の行使をつかさどる執行官がこの状態で、果たして十分な機能をなし得るか、私たちは疑問を投げかけました。次第であります。国会決議の実施と私たちのこの主張に最高裁当局は一べつも与えませんでした。

以下、私たちは今日どのような状況になつてゐるかについて、三つの職務にわたってお話を申し上げたいと思います。

まず最初に、職員の送達業務について申し上げます。

昭和四十一年当時、東京二十三区、この全域が対象で仕事をしておりました。二十七名の送達代理人が民事、刑事の書類を処理しておりました。

よって、送達業務に従事する職員が減少してまいりました。同時に、人件費節減あるいは送達区域を漸次縮小し、昭和四十五年十月より今日までに都内二十三区のうち二十区が廃止となり、現在は千代田、中央、港の三区だけになつております。

事件を処理する合い間に、それも日曜、祭日等を利用して処理に当たっています。休日も満足に休めず、当事者からも催促される等、まさに今日の状況であります。

不動産競売については、新法によつて、入札、競り売りのほかの競売方法として、最高競買額で定めることになりますが、この内容の一つとして郵便による方法も考へられていました。

以上が職員と執行官室の実態です。しかも、その経済的基盤が手数料収入だけに依存しているということです。この手数料収入は安定度を欠き、この収入状況によつて職員の賃金を初めとする労働条件が左右されるのであります。

東京の場合、手数料収入の半分以上が不動産競

売の収入で占めており、これによつて一時金の財源が捻出できると言つても過言ではありません。しかも、不動産競売は不安定要素を持つており、執行事件同様、社会情勢の変化によつて大きく影響されます。たとえば、高度成長期の昭和四十八年、四十九年はおよそ一億七千万の収入があり、昭和四十九年六月に手数料が改正され、昭和五十年には若干収入増の傾向となりました。昭和五十年以後三億九千万、三億四千万、五十三年には三億六千万という高収入を得てきております。手数料そのものは債務者の負担に帰すべきものであり、かつ、公共料金的性格を持つております。したがつて、手数料改正もたびたび行うわけにはないようです。しかも、手数料が改正されても、事件数が少なければ必ずしも増収にはなり得ません。手数料制のもとでは執行官の収入にも地域差があり、安心して働く環境にはならないといふことであります。

昨年七月に、全国書記官協議会主催で最高裁判事局との座談会において、山田課長補佐が次のように述べております。「執行官の給源が枯渇している。しかも、七十歳を超えた執行官が多く、六十歳以上は半数いる現状である。」また、昭和四十一年、衆議院法務委員会では、菅野最高裁判所長官代理者は、執行官代理の経験等を調査した結果新しい執行官に採用できる人もいる旨発言しております。ところが、現状は執行官登用の道は全く狭き門となつておるのでござります。また、幾つかの裁判所では、書記官や事務官によつて執行事件の受付等をしております。これによつて、執行官室に従事する職員が退職せざるを得なくなつたこという話を聞いております。裁判所の職務として取り込んでいくことが可能であるならば、現在の職員を事務官なり書記官にすることも可能ではないか、かようを考えます。

新法はかなり改正され、確かに進歩しましたが、法律に基づく執務処理に従事する職員が不安定かつ劣悪な労働条件のままでよいのか、このようないくつかの問題が残されています。そこで、執務体制で国家機関の重要な公務を十分処理でき

るのか、大変疑問であります。また、不安も出でるのであります。さらに、公務員が職員を雇用して利益を上げるということが近代日本の法体系のものとあるべき姿なのでしょうか。私は、制度改正に着手することなく新法は決して生かされないということを再度申し上げたいと思います。人員補充、資格の認可等、昭和四十一年の附帯決議をさらに具体的計画をもつて考えていただき、一日も早く制度改正に着手していただくことを要望して、私の発言を終わりにします。

どうもありがとうございました。

○委員長（塙山昭範君） どうもありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○寺田熊雄君 田中利正参考人にお尋ねをします。

いま、田中一志参考人の意見陳述とあなたの意見陳述と、多少観点も違いますし、それから結論にも異なる面があるようになりますが、それぞれのお立場がありますので、私どもとして、いまどちらをよしとし、どちらをあしとするわけじやないのですが、将来の制度の改善に資するため率直なお考えをいただきたいと思うのです。

田中利正参考人は、昭和四十一年の執行法案の成立当時ににおける衆議院の附帯決議、これはあなたも御存じでしょうけれども、田中一志参考人のいまの御意見では、この附帯決議が実施に移されてしまうないと、そういう結論でしたね。あなたはこれについてはどんなふうにお考えになりますか。

○参考人（田中利正君） 田中でございます。

あの附帯決議の最も根幹的なところは、執行官の制度は将来俸給制にすべきであるというようなところにあつたかと思うのでございます。もちろんそれ以外にもござりますけれども、そういうたて意においておきまして、私ども執行官側といたしましても、俸給制是か非かというようなことにつきましても、これまでいろいろと検討してまいりました。

た。私個人の考えといたしましては、現在の手数料制公務員というような制度は、国民の感情にも合いませんし、また、一般の方々の共感を得られることになるということにはなりそうもない。また、もちろん手数料制にはいろいろな長所もござりますけれども、そうちたものがすでに一般的の国民に受け入れられるようなものではないというようなことがありますから、執行官の手数料収入が、すなわち当事者の、最終的には債務者の負担になる、それがストレートに執行官の収入になるというようなところに、いろいろつきりしない面がございます。そういうふたよなこと、並びに、執行官の収入そのものが事件の多少によりまして非常に安定性を欠いている、また全国的に見ましても、大都會と地方とでは収入のアンバランスが非常に大きい、というようないろいろな面もございます。それからさらには、現在の執行官の独任制、一人の執行官が執行を行ふという基本的な体制、もちろんこれは現在でも援助執行官という制度がござりますけれども、将来の執行のあり方としましては、やはり複数制の執行官が事件を処理するという方が、公正的な観点からしましても望ましいといいうふうに考えております。

しかし、反面、この俸給制の問題につきましては、結局俸給制となつた場合にどのように格付けされるかということによりまして、われわれの仲間でも賛否が分かれるわけでござります。そこで、これを全国的な意味で賛成か否かということになりますと、たとえば昭和四十八、九年ごろには相りませんと、一度アンケートをとりますと、必ずしもこの前のアンケートと同じような結果が出るとは限らないというふうに思いました、非常に微妙なものがござります。それはそれとしまして、私個人

いたしましては、いすれば俸給制に移行すべきものである、また、そういったことによりましてあらゆる懸案が解決するであろうというふうに考えております。

なお、あのときの附帯決議には、もちろんそれ以外にもございまして、たとえば先ほど田中参考人も言われましたように、執行官並びに執行官の職員に対してもいろいろ注文もございます。これにつきまして、恐らく当局をいたしましても、いろいろ努力はされたと思ひますけれども、私どもに関しましても、たとえば執務環境の整備あるいは備品の充実というような点につきまして、当局は御当局なりの御努力はされていると私たちには理解しておりますけれども、事務職員につきましては、何分にも私どもがプライベートにこれをお願ひしているというような関係がございまして、どうしても国との間には間接的なことになります。それにしましても、たとえば執行官室の事務職員の定期健康診断は裁判所で一緒にお願いしているというようなこと、あるいは執行官室の職員を裁判所の職員に吸収していただくというようなことをやつておりますが、現に東京の場合でも、過去にすでに十人近くの人々が裁判所に移動しております。そうしたようなことで、あの附帯決議が十分な守られ方をしていくとは思ひませんけれども、それはそれなりの努力はされているといふうに私どもは考えております。

○寺田 雄雄君 確かに、いま東京などの執行官はかなりの手数料収入を得ていらっしゃるからして、これが一般の公務員のようになつてしまつた場合に、その格付けをよほど考えませんと収入減になるという、これは避けなきやいがまんので、大変むずかしい面があることは事実だと思うのです。ことに、執行官の制度が、まあどちらかといふと人にいやがられる職務内容を持っていますから、それだけに、普通の公務員と比べて、何らか社会的な不公正という批判を免れないと思ふ

何歳というような年齢にこれは考えられているようございますけれども、そうしたようなこと、すべてのことを勘案いたしまして、いまの制度をやめて全面的に共済組合制度に入れた場合と、現状維持でした場合、一体どちらが全体的に言えば得なのか損なのかというようなことを検討しました結果、どうもこれを変更しても余りメリットがないというような結論が出まして、この問題につきましては、さらに将来に向かって検討していくというようなことで考えておる段階でござります。

○寺田熊雄君 いま、田中一志参考人の言われた送達業務、これは現実には代理の方がやつていらっしゃることの方が多いのではないかと思うのですけれども、刑事送達の場合、警視庁に送達する場合には手数料もない、旅費もない、拘置所に行く場合には、いま拘置所が大分離れているのであります。これは手数料はなく旅費のみだという、そういうちょっと近代的な労務管理といいますか、そんなものが行なわれているようですが、これはあなたとしても、当然廃止せらるべきかもう廃止が不可能とすると手数料がつかなくてはいけないというふうにお考へになるのだろうか、その点いかがですか。簡単に結論だけ。

○参考人(田中利正君) 送達の問題につきまして、私ども常に頭の痛い問題でございまして、

まず、現在の執行官が送達を担当するということ

が果たして職務の内容から見て適當なのかどうか

といたしましては、できれば執行官の職務の中か

ら送達業務は取り外してほしいというのが長年の

念願なんございます。しかしながら、やはり民

事訴訟法の規定もございまして、どうしてもこれ

はある程度やらざるを得ない。また反面、私ども

のこの考へ方は当局側におかれましても十分理解

されておりまして、裁判所といたしましては、送

達に関しましては、もう原則として郵便送達でや

ります。

以上でございます。

るというような方針が打ち立てられたか伺つております。東京におきましても、東京都二十三区内、郵便送達に逐次切りかえをしていただきまして、現在まだその切りかえが終わっていないのは、残り三区だけになつております。あの二十一区は全部郵便に切りかえられた次第なんです。この三区につきましても、近い本年中、恐らく八月ごろと思いますが、廃止されるであろう。というふうにわれわれは期待しているわけなんでございますが、そうなりますと、この送達業務というのは激減いたします。しかし、それにしましても、結局は、郵便でできない、不可能なたとえば相手方が不在で、あるいは相手方が拒否して、實際上郵便では行い得ないというようなものは、やはり依然として執行官の方に送達の依頼が参ります。これらはおおむね夜間送達的な方向で依頼があるわけとして、これがまた最近執行官の大きな負担となつて、現地に臨んでいろいろ調査をされ激減いたします。

しかし、報告書の作成だといふことに

が不在で、あるいは相手方が拒否して、實際上郵

便では行い得ないというようなものは、やはり依

然として執行官の方に送達の依頼が参ります。こ

れらはおおむね夜間送達的な方向で依頼があるわ

けでして、これがまた最近執行官の大きな負担と

なつて、現地に臨んでいろいろ調査をされ激減いたします。

しかし、報告書の作成だといふことに

が不在で、あるいは相手方が拒否して、實際上郵

便では行い得ないといふことに

が、細かい点がまだわれわれ職員の方には知らさ

れません。したがいまして、具体的にどう

められるということで多少伺つておるわけです

が、細かい点がまだわれわれ職員の方には知らさ

それから最後に、競売場の秩序維持の問題なんですが、さいますけれども、私どもも現在、東京の場合におきましては、執行官一名に事務職員一名で、皆さんごらんになりましたような形でやっておりますけれども、随時その競売場に執行官を増員いたしまして、場合によつては執行官二名と事務職員というような構成で今後やってみる必要があろうかといふうに考えておりますし、現に、全国のほかの府では執行官全員でやつてあるといふところが非常に多うございます。そういうようなことを考えまして、その部分につきまして特に事務職員側に多大の負担をかけるというようなことはないであろうと思ひますし、また、してはならぬというふうに考えております。ただ、これに関連しまして、執行官が競売場の秩序維持の権限を与えられましたけれども、真にこれを実施するためには、執行官みずからが行きまして退場をがえんじない者を退場させるということは實際上はできぬのじやないかと思います。そこで、どうしても、たとえば警備員に常に巡回していただくとかいうような裁判所側のバックアップが必要ではないかも、たとえば警備員に常に巡回していただくとかかるうかといふうには考えております。

末端に、まず各地方裁判所ごとに分会というものがござります。そういたしまして、各高等裁判所ごとに支部がございまして、そして東京に本部を持つておるというような形でございまして、この連盟の運営は、東京におきます全国総会を年に一回開きまして、そこでいろいろな議案を練ることにしております。また、その下部組織の各支部の総会は、それぞれ年一回ないし二回開かれております。そして、その末端組織の各分会がこの支部総会に集まりまして、そしていろいろな問題を提案し、そして、これを最終的には全国の連盟総会に提案するというような形をしております。もともと、この連盟を発足させました最初のねらいは、それまで全国各地にばらばらに存在しておりました執行官が全く横の連絡もないというような点からかんがみまして、どうしてもこれはそうした全國的なものをつくる必要があるということで発案をしたものでござりますけれども、そういうわけでも、まず最初のねらいは、全国の執行官がお互いで仲よくしよう、要するに親睦を深めようというのが最大のねらいでございましたけれども、その後、執行官の制度が手数料制というようなことがございまして、どうしてもそういうふうなことから、総会の議題では、手数料を何とか上げてもらうような方向でお願いしようじゃないかというような、ある程度要望的な要素が次第に深まってきて現在に及んでいるというふうに考えております。

○宮崎正義君　そうしますと、全国総会のときには全国の事情が……。そのときはかりじゃなくて、隨時報告はお互いに支部総会とかいうようなことで、報告なんてのは東京の方にみんな集合されるとわかれでありますか。

○参考人(田中利正君)　さようございます。

○宮崎正義君　そうしますと、地域の状態というものが、たとえば連盟の会長さんと言われますか、各地域の実態といふものが全部会長さんのもとに報告があり、それを掌握していると、こう解釈してよろしくございますか。

○参考人(田中利正君) そのとおりで結構だと存じます。

○宮崎正義君 そうしますと、同時に、執行官の様相はもちろんでございますが、事務的なことにつきましても、どれだけの事件件数があつたとか、こういう事件があつたとか、こうだとがああだとかいうその内容の具体性、それから事務職員の状態なんかも、そういうところいろいろお話をありますか。私が先ほどからお伺いいたしておりますと、東京の関係を中心におっしゃっておられるようになつたのですから、地域における、地方における、地裁における状態といふものを掌握されておるかしないかということをお聞きしたかつたので伺つておるわけですが、いかがでしようか。

○参考人(田中利正君) 実は、本日は東京地方裁判所の執行官の一名として参上したつもりでございましたので、できるだけその立場に立ちまして申し上げたわけでございますが、まあ連盟として、あるいは全国的な観點から申し上げますと、また若干違った面は出てくると思います。私ども、全國八つの支部総会が開かれますと、本部役員としてこれに参加いたします。その席上で各地方庁のいろいろな実情は承りますけれども、先生が御指摘になりましたように、たとえばその府に事務職員がどのくらいいるかとか、その事務職員がどのよくなつて受けているのかとかというようなことまでは実は存じておりません。その支部における非常に大きなといいますか、比較的大きいような問題についてはいろいろ発言をございまして、たとえば寒いところですと、ほかの府と違いまして、特に冬季になりますと雪の関係でほとんど執行ができなくなつてしまふというような実情、まあ、そういったような観點からしますと、当然そういったような地域のところには寒冷地手当とか、あるいはそういったようなものが必要ではないか、それを要望するというような声は聞いておりませんけれども、余り詳しいことまでは存じておりません。

うことに向かっておりますが、一面では、差し押さえを受けたり、あるいはいろいろ立入検査ないし質問を受けるという側の人権をどのようにバランスをとつていくかという問題があるよう思つておるので。たとえば、現場に臨んで動産執行を行なう場合、差し押さえ禁止物件というのは一応法ではそれなりに出でるわけですが、しかし、実際の現場の判断は執行官の裁量判断に任される。こういうことになるわけですね。あるいは質問といふことを一つとっても、不當に質問を拒否すれば制裁もあるわけですから、受けれる側にとつては、身体状況、精神状況、病状、いろいろな関係がありまして、実際はなかなかやつぱりむずかしい、御苦労なさると思うのです。そういう意味で、今回の執行法の整備、執行官の権限強化と、一方、人権に配慮するという、そういうお考えが特に必要かと思いますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○参考人(田中利正君) 権限が強化されるということは、まさに御指摘のような懸念が生ずるおそ

れがあるということは間違いないところでござい

ます。しかしながら、現在、私どもの基本的な精

神と申しますか、基本的な執行実施の精神は、債

権者の権利を守ると同時に債務者の立場も保護す

るということを常に念頭に置いて、その両者の中

間に立つて公正に行なうというようなことをモッ

トリーしております。そういうような意味にお

きまして、執行官たるべき者は、それにふさわし

い知識が必要であると同時に、そうしたことと十分理解できるようなりっぱな人格が必要である。

知識と人格であるといふようなことで私どもも

常々後輩を指導しております。そういうふうなこと

ことでござりますので、いま御懸念のあるような

○橋本教君 そういう立場でお仕事をなさってい

ただくという、そういうお考え方結構でござります

が、実際の、たとえば動産執行、不動産調査、そ

れに執行官がお行きになる場合に、債権者側の代

理人といいますか、人間と一緒に隨行いたしまし

で、そして、たとえば動産執行の場合でも、執行

官がこれは差し押さえ物件から排除したいといふ

お考えがおありの場合でも、ぜひそのものを押さ

えてほしい、これを押さえてほしい、こういう要

求を現場でする場合がありますね。執行官がお困

りになる。そういう場合に、暴力団的な、あるいは

それに関係する者が債権者となつた場合に、強

引に執行官に、執行官の意思に反しても、これを

執行せよとか、いろいろなことを強要的にやると

いう事例が、これまでもないわけじゃないし、執

行官がお困りの場合がある。そういう場合は、私

は、断固としてそれを排除していただきないと人

権侵害という問題も起ると思うのですが、現実

に執行にお行きになる場合に、不当な要求なし、

あるいは暴力団が強引にやることを排除する

ために何らかのいい方法というのはないもので

しょうか。そういう者は連れていかないとか、立

ち会わせないととか、そういうことはできませんか。

○参考人(田中利正君) 実際問題といたしまし

て、なかなかむずかしい問題でござります。現在、

東京地裁におきましては、日々百数十カ所とい

ますか、百数十件の事件を二十三三区にわたりまし

て処理しておりますので、その中にはいろいろな

問題が起きます。あるいは債権者側が強硬に差し

押さえを主張するというような場合もあります

し、逆に債務者側が強烈に拒否するというような

ことがございまして、往年と違いまして、現在の

強制執行はなかなか思うようにスムーズにはいか

ないものでございます。

いま先生から御指摘ありましたように、暴力団

的なる者があくまで強硬に主張したいたしまして

も、いま私どもでは、とにかく当事者に振り回さ

れるなというようなことをモットーにしておりま

して、一つの例を申し上げますれば、ある日本人

以外の第三國人の債権者が差し押さえに行きました

て、そして、執行官の目から見ますときわめて善

良な債務者であろうと思われるのですけれども、

トランクと一緒に持つてまいりまして、何が何で

も引き揚げてほしいというようなことがあつたの

ですけれども、その場合、それを直ちに引き揚げ

るということは、なるほど現在の法律でいきます

と、運搬に困難な事情があるときにはその債務者

のところに置いてよろしいと、逆に、運搬

に困難でなければ何が何でも引き揚げなければな

らないというような規定になつておりますです

ね。そういうような場合、トランクを持って、何

が何でも引き揚げてくれと言われますと、実は執

行官としても困るわけです。ただししかし、そい

うことをいたしますと、まさに過酷な執行とい

うなぞりを免れませんので、まず、そのよう

な場合に、引き揚げて保管する場所が果たして適

当かどうかというような点にかんがみまして、ま

ず保管する場所が適当であるかを見きわめないと

りそれはできないといふような形で、そうした申

し立てを却下したという事例もござります。その

ようにならかのいい方法というのはないもので

しょうか。そういう者は連れていかないとか、立

ち会わせないととか、そういうことはできませんか。

○参考人(田中利正君) 実際問題といたしまし

て、なかなかむずかしい問題でござります。現在、

東京地裁におきましては、日々百数十カ所とい

ますか、百数十件の事件を二十三三区にわたりまし

て処理しておりますので、その中にはいろいろな

問題が起きます。あるいは債権者側が強硬に差し

押さえを主張するというような場合もあります

し、逆に債務者側が強烈に拒否するというような

ことがございまして、往年と違いまして、現在の

強制執行はなかなか思うようにスムーズにはいか

ないものでございます。

○橋本教君 いま先生から御指摘ありましたよ

うに、暴力団なんかで秩序維持の権限があ

る、これはわかるのですが、動産執行の現場に臨

んで、不当な要求をする債権者もしくは代理人を、

過酷な執行排除もしくは人権侵害になることを排

除するため、執行官が権限を持つて排除できる

ことができるのですけれども、私が言ったのは、

逆に、最近暴力金融等がふえておりますので、そ

ういう点での具体的な執行官の公正な職務執行に

ついて何らかの考え方なり方針を監督官である裁

判所とともにやつぱり相協議していただく必要が社会

的にはあるのじやないかということを心配してお

りますので、今後御検討をいただきたいと、こう思

います。

それから、田中利正参考人の方から六点にわた

りまして要望が述べられました。私はいずれも要

るということは、なるほど現在の法律でいきます

と、運搬に困難な事情があるときにはその債務者

のところに置いてよろしいと、逆に、運搬

に困難でなければ何が何でも引き揚げなければな

らないというような規定になつておりますです

ね。そういうような場合、トランクを持って、何

が何でも引き揚げてくれと言われますと、実は執

行官としても困るわけです。ただししかし、そい

うことをいたしますと、まさに過酷な執行とい

うなぞりを免れませんので、まず、そのよう

な場合に、引き揚げて保管する場所が果たして適

当かどうかというような点にかんがみまして、ま

ず保管する場所が適当であるかを見きわめないと

りそれはできないといふような形で、そうした申

し立てを却下したという事例もござります。その

ようにならかのいい方法といふのではないもので

しょうか。そういう者は連れていかないとか、立

ち会わせないととか、そういうことはできませんか。

○参考人(田中利正君) 実際問題といたしまし

て、なかなかむずかしい問題でござります。現在、

東京地裁におきましては、日々百数十カ所とい

ますか、百数十件の事件を二十三三区にわたりまし

て処理しておりますので、その中にはいろいろな

問題が起きます。あるいは債権者側が強硬に差し

押さえを主張するというような場合もあります

し、逆に債務者側が強烈に拒否するというような

ことがございまして、往年と違いまして、現在の

強制執行はなかなか思うようにスムーズにはいか

ないものでございます。

○橋本教君 いま先生から御指摘ありましたよ

うに、暴力団なんかで秩序維持の権限があ

る、これはわかるのですが、動産執行の現場に臨

んで、不当な要求をする債権者もしくは代理人を、

過酷な執行排除もしくは人権侵害になることを排

除するため、執行官が権限を持つて排除できる

ことができるのですけれども、私が言ったのは、

逆に、最近暴力金融等がふえておりますので、そ

ういう点での具体的な執行官の公正な職務執行に

ついて何らかの考え方なり方針を監督官である裁

判所とともにやつぱり相協議していただく必要が社会

的にはあるのじやないかということを心配してお

りますので、今後御検討をいただきたいと、こう思

います。

それから、田中利正参考人の方から六点にわた

りまして要望が述べられました。私はいずれも要

るということは、なるほど現在の法律でいきます

と、運搬に困難な事情があるときにはその債務者

のところに置いてよろしいと、逆に、運搬

に困難でなければ何が何でも引き揚げなければな

らないというような規定になつておりますです

ね。そういうような場合、トランクを持って、何

が何でも引き揚げてくれと言われますと、実は執

行官としても困るわけです。ただししかし、そい

うことをいたしますと、まさに過酷な執行とい

うなぞりを免れませんので、まず、そのよう

な場合に、引き揚げて保管する場所が果たして適

当かどうかというような点にかんがみまして、ま

ず保管する場所が適当であるかを見きわめないと

りそれはできないといふような形で、そうした申

し立てを却下したという事例もござります。その

ようにならかのいい方法といふのではないもので

しょうか。そういう者は連れていかないとか、立

ち会わせないととか、そういうことはできませんか。

○参考人(田中利正君) 実際問題といたしまし

て、なかなかむずかしい問題でござります。現在、

東京地裁におきましては、日々百数十カ所とい

ますか、百数十件の事件を二十三三区にわたりまし

て処理しておりますので、その中にはいろいろな

問題が起きます。あるいは債権者側が強硬に差し

押さえを主張するというような場合もあります

し、逆に債務者側が強烈に拒否するというような

ことがございまして、往年と違いまして、現在の

強制執行はなかなか思うようにスムーズにはいか

ないものでございます。

○橋本教君 いま先生から御指摘ありましたよ

うに、暴力団なんかで秩序維持の権限があ

る、これはわかるのですが、動産執行の現場に臨

んで、不当な要求をする債権者もしくは代理人を、

過酷な執行排除もしくは人権侵害になることを排

除するため、執行官が権限を持つて排除できる

ことができるのですけれども、私が言ったのは、

逆に、最近暴力金融等がふえておりますので、そ

ういう点での具体的な執行官の公正な職務執行に

ついて何らかの考え方なり方針を監督官である裁

判所とともにやつぱり相協議していただく必要が社会

的にはあるのじやないかということを心配してお

りますので、今後御検討をいただきたいと、こう思

います。

それから、田中利正参考人の方から六点にわた

りまして要望が述べられました。私はいずれも要

るということは、なるほど現在の法律でいきます

と、運搬に困難な事情があるときにはその債務者

のところに置いてよろしいと、逆に、運搬

に困難でなければ何が何でも引き揚げなければな

らないというような規定になつておりますです

ね。そういうような場合、トランクを持って、何

が何でも引き揚げてくれと言われますと、実は執

行官としても困るわけです。ただししかし、そい

うことをいたしますと、まさに過酷な執行とい

うなぞりを免れませんので、まず、そのよう

な場合に、引き揚げて保管する場所が果たして適

当かどうかというような点にかんがみまして、ま

ず保管する場所が適當であるかを見きわめないと

りそれはできないといふような形で、そうした申

し立てを却下したという事例もござります。その

ようにならかのいい方法といふのではないもので

しょうか。そういう者は連れていかないとか、立

ち会わせないととか、そういうことはできませんか。

○参考人(田中利正君) 実際問題といたしまし

て、なかなかむずかしい問題でござります。現在、

東京地裁におきましては、日々百数十カ所とい

ますか、百数十件の事件を二十三三区にわたりまし

て処理しておりますので、その中にはいろいろな

問題が起きます。あるいは債権者側が強硬に差し

押さえを主張するというような場合もあります

し、逆に債務者側が強烈に拒否するというような

ことがございまして、往年と違いまして、現在の

強制執行はなかなか思うようにスムーズにはいか

ないものでございます。

○橋本教君 いま先生から御指摘ありましたよ

うに、暴力団なんかで秩序維持の権限があ

る、これはわかるのですが、動産執行の現場に臨

んで、不当な要求をする債権者もしくは代理人を、

過酷な執行排除もしくは人権侵害になることを排

除するため、執行官が権限を持つて排除できる

ことができるのですけれども、私が言ったのは、

逆に、最近暴力金融等がふえておりますので、そ

ういう点での具体的な執行官の公正な職務執行に

を考えますと、一ヶ月の平均給与が東京でさえ二十万を切れるというのは、これは私は低いと、どう考へても低いと、こう思うわけですね。ですから、そういうことと、私的契約関係に置かれていたり、そういう問題を考へますと、私は、この問題はやっぱり根幹としての手数料制は近代的に合理化するということに大きくメスを入れないと、なかなか田中一志参考人の言われる要求も実現しないのじゃないか。大きな根は一つはそこにあると、こう考へておりますが、田中一志参考人の御意見はいかがですか。

○参考人(田中一志君) まさに先生のおっしゃるところであります。

先ほども話しましたように、手数料收入は、大都市と地方においてはかなりの収入のアンバランスがあります。したがいまして、そこにいる執行官はもとより、その執行官のもとに勤めている事務員についても、やはり賃金水準が大都市と地方ではアンバランスとなってあらわれております。同時に、そのアンバランス自体も、きわめて低い賃金水準になつていて、そのことがどうふうに思ひます。昨年のアンケートの結果も、全国の執行官室から把握されているわけではありませんが、その幾つかを見ても、そのことが言えるのではないかというふうに思います。

それから、東京の場合、賃金水準、先ほど執行官である田中参考人の方から発言がありました。が、私どもの平均年齢あるいは平均勤続といふ点から見れば、やはり低いと言わざるを得ません。特に二十三年、二十五年勤めている職員は、送達事件が何万件という多大な件数があつたときに採用された者で、その人員が今日そのまま就業しておるという状況になつております。

終わります。

○橋本教君 先ほど田中利正参考人も、執行官全体の地方の皆さんの収入と、それから大きなところの東京、大阪等との収入のアンバランスを連盟

の会長としてもできるだけ格差をなくしていく方向で努力したいという御意見がございました。私はぜひそれは努力をしていただきたいと思うのですが、そういう問題について連盟として最高裁当局とお話し合いなさるような機会がこれまでにありましたでしょうか。いかがでしょうか。

○参考人(田中利正君) 田中でございます。

こうした問題につきまして正式にそのような協議をしたということはございませんけれども、いろいろな場面で、個人的といいますか、公の協議の後でいろいろな雑談をするというような機会にはこうした問題が間々出ておりまして、最高裁の御意見も私どもの考へている意見も、ほぼ同じ方向を示しているというようなふうに感得いたしております。

○橋本教君 それならまたいづれ最高裁にもお伺いして、同じ方向ということなら実現の可能性、見込みもあるやうに伺ひますので、最高裁の御意見も別の機会にまたお伺いしたいと思います。

最後に、田中一志参考人に一つだけお伺いをして終わりますけれども、さつきあなたのお話の中

にありました、職員の皆さん、バイクだと自転車だとか、そういうものを自分でがなつて、たとえば送達の場合ですが、それでお行きになる。

旅費は支給されるとしても、刑事送達の場合は手数料がない。そういうことで、持ち出しといふこととも実際は多いかと思うのですね。で、職員の皆さんには交通手当とか実費の請求とか、そういうもの

の制度化されているというようなことがあります。で、どうか。あるいは、先ほどおっしゃったカメラ、テープレコーダー、こういうものによって調査や職務の正確性を期するという、こういう意味では、それは職務に付隨した大事な道具であるわけですが、こういったものについて制度的に執行官室に整備をしておくとかなんとかいう制度的な体制になつているのか、職員の自前なのか、この点はいかがですか。職務の実態についてお伺いしておきたいと思ひます。

○参考人(田中利正君) 送達業務を執行官の職務から外してほしいといふわれわれの希望は前者にございまして、要するに、現在、公務員の四等級

等の機器については、昨年から執行官の方から支給され、これは自費ということではありません。それから自転車等については、これは自費で購入するわけですが、修繕する費用あるいはそれに伴う諸経費等については、いわば職員の歩率という形でそれを手直しながら、そういうかかった費用の補助をするという形で行われておるわけであります。社会情勢の変化、特に公共料金等が値上げされると、それに伴つて、労使といふことで正されると、それに伴つて、労使といふことで執行官側と協議しながら適正な価格にしていくと、いうことで、そういった関係の是正は少しずつやられてはおります。ただ、はつきりとした制度ということでなく、その社会情勢の必要を見ながら協議し決めていくとこうことでやつております。

なお、カメラ、テープレコーダーの支給の点については、別に制度というわけではなくて、仕事の必要上これは組合あるいは仕事の関係で必要と思われるというように労使の間で協議が調べば、その方向で進んでいくとこうことになるわけです。

○参考人(田中利正君) 現在、送達の業務につきましては、収入の面におきましては全く赤字でございまして、そういう意味では収入の実益はございません。

○円山雅也君 そうしますと、送達業務を扱うことは、採算には合う、つまり実益はかなりあると見て、あさわしくないと、そういうような観點から申し上げている次第でございます。

○参考人(田中利正君) そうしますと、送達業務を扱うことは、採算には合う、つまり実益はかなりあると見て、あさわしくないと、そういうふうに申し上げています。

○参考人(田中利正君) お尋ねをいたしました。私の聞き違いかもしれません。お尋ねをいたしました。

○円山雅也君 長時間お疲れと思ひますが、最後に一点だけお尋ねをさせていただきます。

送達業務に関しては、先ほど、何といいますか、参考人にお伺いします。先ほど、何といいますか、送達業務は執行業務からむしろ外してもらいたいというものが執行官の意向であるというお話をされました。これは、いわゆる理論的というか、理念的に、本来そういう送達業務は執行官のやるべきことではないという意味で外してもらいたいと言われたのか、それとも、そういう送達業務は採算に合わないというか、メリットがないという意味でおつしやられておられるのか、その点、まずお尋ねをしたいと思います。

○参考人(田中利正君) 昭和四十一年当時は、都内二十三区全區を担当しておりました。したがつて、その全区にわたつてかなりの送達件数が出ておつたわけです。したがいまして、そこに従事する職員の人工費との関係で言えば採算がとれたといふことでした。現在は区域も縮小され、また、それに伴つて送達件数も減少してくるということになりました。これが、これは、いわゆる送達業務を担当している人件費の関係では赤字になつてはいるけれども、まあ二十区の送達が廃止されたことによつてかなりの減収を来しておると、また、残りの三区さえもなくなつてくる、これが非常に何か経済面を脅かしておるというような御発言があつたようになります。

○参考人(田中利正君) ありがとうございます。終わります。

○円山雅也君 長時間お疲れと思ひますが、最後に一点だけお尋ねをさせていただきます。

送達業務に関しては、先ほど、何といいますか、参考人にお伺いします。先ほど、何といいますか、送達業務は執行業務からむしろ外してもらいたいというものが執行官の意向であるというお話をされました。これは、いわゆる理論的というか、理念的に、本来そういう送達業務は執行官のやるべきことではないという意味で外してもらいたいと言われたのか、それとも、そういう送達業務は採算に合わないというか、メリットがないという意味でおつしやられておられるのか、その点、まずお尋ねをしたいと思います。

○参考人(田中利正君) 送達業務を執行官の職務返すよりも、逆に二十区の方の送達業務を復活させてもらつた方が経済的には執行官の方々のあれは豊かになるということになりますか。

○参考人(田中利正君) その点に関しましては、

仮にそういうことになりましても、とうてい人件費を貯つて余りあるようなことにはならないと思ひます。

○円山雅也君 終わります。

○委員長(筆山昭範君) 以上で参考人に対する質疑は終了しました。

参考人の方には、本日は長時間にわたり貴重な御意見をお聞かせいただき、まことにありがとうございました。委員会を代表して、厚く御礼を申し上げます。

本案に対する午前の審査はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後零時三分休憩

午後一時五分開会

○委員長(筆山昭範君) ただいまから法務委員会を開いたします。

民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について政府から趣旨説明を聽取いたします。古井法務大臣。

○國務大臣(古井信實君) 民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、現在御審議をいただいております民事執行法が可決されました場合、その施行に当たり、民事訴訟法外六十の関連する諸法律について、字句の修正、条文の整理その他関連事項の改正を行ふ必要がありますので、これら所要の改正を一括して行おうとするものであります。

○委員長(筆山昭範君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

これより両案についての質疑に入ります。

○寺田熊雄君 昨日競売場の視察をいたしましたて、不動産の買い受けの申し出をしようとする者は現行法で大体一〇%の現金による保証金を積むということが行われるようであります。今度の改正法によりますと、六十六条で「不動産の買受けの申出をしようとする者は、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所が定める額及び方法による保証を提供しなければならない。」という規定になつておるわけですが、何らか現在のあり方を改めようとする意図のものとの条文なのか、その点ちょっと御説明いただきたいと思います。

○政府委員(菅川保一君) 趣旨におきましては、特に改正する意図ではございませんので、その態様におきまして、やはりケース・バイ・ケースで合理的な扱いができるようについてことで彈力的な規定に変えたと、かよくな趣旨でございます。

○寺田熊雄君 ただ、現金をかばんに入れて持つてくるというのが非常に手間ですから、また、危険も伴うので、そこで「最高裁判所規則で定めるところにより、」というのが、そういうことに対する何らかの修正を意図したものなのでしょう。そういう点をちょっとと。

○政府委員(菅川保一君) 現金を原則にいたしますと、いろいろの問題がござりますので、さような点はケース・バイ・ケースで弾力的に処理できるようにということで、その額につきましても、あるいはどのようない保証を提供するかにつきましても、最高裁判規則に委任いたしておるわけでございまして、最高裁判規則に委任いたしておるわけでもございまして、それを代金に算入するということにして、それを払配当財源にするわけでございます。

○寺田熊雄君 そうといたしますと、再競売の場合に五〇%のもの保証金を必要とするという点、ちょっと首をひねる余地もあるようですが、これは検討中の規則案を承りますと、現金のほかに銀行振出しの小切手あるいはいわゆる保険会社とのボンドでございますが、そういったいわば現金と同じようなものを中心に考えておられるようあります。額につきましては最低競売価額の十分の二程度を原則にしてはいかがかといふような案を準備されておるようになります。

○寺田熊雄君 一昨日競売場の視察に参りましたときには、再競売のときには五〇%だということ

を執行官が告げておりましたね。これもやはりそういう趣旨は貫かれるわけでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) ただいま法務省の民事局長の方から御説明申し上げましたことは、最初の段階におきます保証の提供の方法といた額でございまして、ただいま寺田委員御指摘がありましたよう、再競売のときに十分の幾つとかいうふうに高額なものを作成する場合に、なにか同じ方法でやるかどうかということは考えなければいけないというふうに思っております。

○寺田熊雄君 きょう御答弁になって、そしてそ

れと違った結果が生じたからといって、私があなたの方の責任を問うということはいたしませんから、この問題に関する限り、これは非常に技術的な法案だから、何やかや非常にいろいろな面を考えて結論を出さないと過ちますので、慎重に

よく考えてください。

それから、今度の法案によりますと、最高裁判規則で定めることが非常にふえました。これはまあいいことが悪いことか、私ども実務に携わる者としては多少首を傾げる面もあるのですが、その中の一つで、不動産の売却方法、これをやはり執行裁判所が定める——先ほど執行官並びに執行官事務所に勤めておられる職員の代表の参考意見の陳述を聞いたのですが、執行裁判所の定める売却方法の中で郵便による入札の方法も考慮しているようだという話がありましたが、そういうものも考慮しておられるのか。それから、入札、競り売りのほか、隨意売却を考慮しておられるということが言及されるといいます。これは最高裁判所の

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 御指摘の郵便による入札の制度は、今回の改正に当たりまして導入しようというふうに考えておるわけでござります。その趣旨としましては、場所的あるいは時間的な入札についての制約をなるべく克服してお答えいただきたいのですが、どういうふうに考えておられます。その再競売のときの五〇%の保証金といふ問題について、あなたはどういうふうに思つておられるか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 現在の十

規則では、これを十分の二に高めたいというふうに考えておるわけですが、その場合に、再競売になりましたときにその額をさらに高める

かという点につきましては、先ほど寺田議員が御指摘になりましたように、あるいは競売をしなくておられるかと思われますので、そこまで高くしないで処理するということは考えなければいけないというふうに思つております。

わけでございますが、競り売りがその次の順位として上がつておるわけでございます。そのほかに、法案では、その他の方法というのを最高裁の規則にゆだねられておりますので、それについての手当てをいたすつもりでございますが、これについては具体的に売却の方法を一々掲げるということではなくして、物件に応じて柔軟な売却方法をとることができるという程度の規定にとどめて、あとは運用に任せていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 そうすると、ここに言う「最高裁判所規則で定める」というのは、現実には執行裁判所が適宜判断をして決めるということで、執行局長の言われた郵便による入札制度の導入といふことは、確かに、競売ブローカーなどが頻繁に裁判所の権限あるいは裁量といふものが非常にふえてくる、こうしたことになりますね。私は、いままことに、一般的の素人がなかなか入りにくい、威圧されるというような実態にかんがみますと、なかなかおもしろい制度だと考えるのですが、まあ差し押さえられて競売に付せられるということは、関係者はかなりよくこれを了知することができ。しかし一般には、裁判所の掲示場にそのことが掲示されるということ、あの掲示場に行つて裁判所の掲示を見るというのは、やはりこれは職業的な事件屋、競売屋、ブローカーなどに限られるようになりますが、たしか前回の質問でしたか、法務省の民事局長は、落札価額が恐らく高額になるであろう、そういう不動産については日刊新聞に掲示することも考慮するというような御答弁があつたと思ひますけれども、これは一般に周知させる方法について何ら考慮する余地はないのか、現在ではもうそれしかないのか、その辺のところはどうでしょうか。これは両民事局長、ちょっとお考えを聞かかしていただきたいと思います。

○政府委員(香川保一君) 個人的な考え方で恐縮でございますけれども、確かに周知する必要はまさにあるわけでございまして、その手段は、金をい

とわなければいろいろ考えられると思うのですけれども、何分そりやった費用というものが債務者に結局は負担されることになる関係がござりますので、おのずとその負担の面から限度があるだらう。私、思いつきでございますけれども、たとえばいろいろ不動産の取引の状況等をニュース的に出しておる新聞があるわけでございまして、そういった新聞に掲載するということになれば比較的安全に掲載できるだらうと思いますし、場合によつては、各市町村あるいは役所等のわりあい人が出入りするようなところに掲示させてもらつて、いろいろ地域によりましてはこの問題は真剣に考えれば、おのずといろいろの知恵が出てくるだらうといふうに考えていいのじゃないかと、いろいろ地城によりましてはこの問題は真剣に考えられることが多いのではないかと、いふうに考えておるわけでございます。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 公売物件を広く一般の人々に知らせるという方法につきましては、裁判所の方でも長年にわたつていろいろの方法を弾力的に考えてもらつて、やはり執行裁判所の費用の面を考慮しながらも徹底するような手を尽くして苦労しているところでございますけれども、なかなかうまく方法が見つからないというのが実情でございます。現在の取り扱いとしては、裁判所の掲示板に公告をするというのを原則にして、そのほかに市町村の掲示板に掲示してもらうという方法をとつております。それから、日刊新聞に公告をするというのは御指摘のとおりでございますが、そのほかにどういうふうな方法があるかと申しますと、いろいろ考えてはおりましたが、たとえばパンフレットをつくってそれを配布することはどうかというふうなことも考えてみましたか、それをどうやって一般人がわかるようなところに配布するかという問題、それからその配布の事務あるいは各所に郵送するというふうな場合に、その事務をだれがやるか、その印刷費はどうするかというふうな問題にぶつかつ

て、なかなか実現が困難であるという状況にござります。一つの考え方では、各市町村が出しておられます広報がござります。それに掲載してもらつて、これが非常に広く行き渡るものではないかと、たとえば、おのずとその負担の面から限度があるだらう。私、思いつきでございますけれども、たとえばいろいろの不動産の取引の状況等をニュース的に出しておる新聞があるわけでございまして、そういった新聞に掲載するということになれば比較的安全に掲載できるだらうと思いますし、場合によつては、各市町村あるいは役所等のわりあい人が出入りするようなところに掲示させてもらつて、いろいろ地城によりましてはこの問題は真剣に考えられることが多いのではないかと、いふうに考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 あなた方のいろいろ御苦心のほどはよくわかつたけれども、一つは、やはり民事事件というものは、私益と私益の追求であるとか、あるいは衝突であるとか、そういう見地からだけつかまずに、やはり私法秩序を維持するということは国家にとっても非常に大切な問題である。したがつて、そういう私法秩序を維持していく、それがから、私権が侵害されずに救済を得るということは私は個人の問題であると同時に國家の問題である——これは裁判制度をそのため置いているわけですから、そういう考え方から出ていることは当然だけれども、したがつて、民事訴訟の分野ににおいても競売制度というものを円滑に理想的に行なうためには、多少の費用はかかるともそれはやはり国の方から支出してもらう、全部債務者の負担にすべきではないのだという考え方で、費用が必要な場合にもあなた方が胸を張つて財政当局にこれを請求していただくと、その態度をやっぱり希望したいですね。ですから、いま最高裁の民事局長の言わわれた市町村の広報というのでは恐らく市町村が無料でやつてくれるのではないかと思うけれども、それ以外に、もし多少の経費が必要だという場合には、それはやはり予算を請求するということであつてほしいと思います。これは要望として申し上げておきます。

それから、先ほど執行官並びに執行官役場の職員の代表の参考意見を伺つて、ちょっとお話をあつたですね。執行官の田中利正氏の意見でありましたが、現実には私どもが三人ぐらゐの執行官で競売場に臨むと、したがつて、今度この法案で

与えられた秩序維持の権限行使する上においてはそう困難はないと思うけれども、しかし、現実に退場を命じた人間が動かないときに実力でこれを出すというわけにはいかない。したがつて、警備員の巡視というものをやつてもらいたいという意見をさつき述べました。しかし、裁判所には、警備員というのは、一般には、東京地裁判所もあるのかもしれないけれども、小さな裁判所では、どうも警備員なんというの、あるのかもしれないけれども、巡回する姿など私は見たことがない。多少の配慮をそこになければいけないよう思うのですけれども、この点はどうなんでしょう、どうふうにお考えですか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) まず、入札場あるいは競売場にそういうふうないかがわしい者が入り込まないようにするというのが第一の方法でございますが、その点につきましては、從前からも、執行官の監督官であります裁判官あるいは監督官の補助官であります首席書記官あるいは執行部の主任書記官というふうな者が競売場に臨席をして、そういう者が入つて来ないよう、いわば無言に圧力を加えるというふうなことをするようわれわれの方としては要望しておるわけでございます。

しかし、それにしても、いろいろ雑多な人が由に入出でできるという場でございますから、そういう人が入り込まないとも限らないということでございます。そのため、法案では秩序維持の規定が設けられましたし、それに対応して規則の方でもその具体的な方法を考えなければいけないわけでございますけれども、それをどうしたらいいかということについては、本当のところは、まだ固まっていないというのが実情でございます。

まず、執行官としては、自分で、競売というか、競り売り、入札の手続をしながらそういう者に退場を命ずるということは、これは事実上困難であるということは否めないと思ひます。そのために、まず、執行官としては、自分で、競売というか、競り売り、入札の手續をしながらそういう者に退

をして処置をしなければならないということにならかと思ひますが、それで処置できない場合も当然考へなければならぬことで、その場合には、私どもとしては、必要に応じて執行裁判所に援助を求めることができるという趣旨の規定を設けたいといふうに思つておるわけでござります。それでもなおかつ退場しないといふうなことになりますれば、これは庁舎管理権の発動を促して排除するということにならざるを得ないかと思ひます。しかし、いま御指摘のように、大きな裁判所では警備員がおりますけれども、小さい裁判所ではそれは実行困難ではないかといふうな御指摘で、その点になりますと若干心もとない面もないわけではございませんが、庁舎管理権の実行に当たつての事務官の応援といいますか、そういうものによつてその点は遺憾なくやつていただきたいといふうに考へておるわけでござります。

○寺田熊雄君 これは、執行官のいろいろな権限を妨げる者、これに対する罰則の問題にも関係を持つてくるわけですね。現況調査に関しては、執行官がたとえば質問をするのに答えなかつた、あるいは虚偽の返答をしたというような者に対しては、今度新たに罰則を設けたようですね。ところが、そのほかの点については案外罰則といふものを、どうしてか非常に謙抑的に、余り設けることをしなかつたということがうかがえるわけであります。まあ、暴行、脅迫を伴う場合には公務執行妨害になるので、それ以外の点に余り罰則を設けるのもどうかという配慮をなさつたのだろうと思ひますから、余り私としても民事事件で罰則を厳しくするのはどうかといふ、そういう考え方もあります。しかし、何分にも相手はかなり海千山千のすさまじい人物が多いわけで、これがもし暴行、脅迫に至らざる程度の妨害あるいは不退去といふような問題、こういう場合にはこれは不退去罪になるといふことなんだろうか、不退去罪にはならないけれども罰則まではそれを処置する必要はないといふのだろうか、その点の配慮はどうなんでしょう。これは法務省の民事局長に。

○政府委員(香川保一君) 刑事関係でございますが、不退去罪には一般的にはならないよう思ひますけれども、公務執行妨害に至らないような妨害の場合に、業務妨害罪が成立するということは考へられると思うのであります。やはり、執行官が現地に臨んでいろいろな調査をする等のこととは、業務妨害罪における「業務」でございますから、それを妨害するということになれば、業務妨害が成立するということは十分考へられるだらうと、いろいろに思つております。

○寺田熊雄君 しかし、業務妨害罪は、あなたも御存じのよう、威力を用ひなければならない。威力を用ひ、あるいは欺計を用いる。したがつて、威力も用ひない、欺計も用ひない、そして退去せよと言つても動かない、あるいは、威力や欺計には至らないけれども、その他の方法で、たとえば現況調査に対して、執行官が家に入ろうとするのをはいれなくする、それは壊す権限はあるだろうけれども、しかし壊せないようながらんじょうな鉄のとびらでロックしちゃつた場合、これは威力ではないし、欺計でもない、したがつて威力業務妨害罪にはならないと思ひますが、そういう場合に、何らかの民事罰を考慮する必要はないでしようか。

○政府委員(香川保一君) 過料の民事罰も検討したのでござりますけれども、やはり私どもの一つの感覚的なものとしまして、目的を達成するほかの手段があればそれによってやるのが本筋で、いたずらに申しますが、そういうふたつが先頭になつてから私はが一番経験していますのは、明け渡しの強制執行の際に、私が現実にぶつかつたのは、これは暴力団が家に入つていて、なかなか執行官もはいれない。警察官の援助を求めたのだけれども、警察がなかなか来ない。小さい巡回が一人来てまごまごしておつて、これはだめだといふので、さらに請求して、今度は刑事課長が来たけれども、この刑事課長が来てくれるまでにもなかなか手間が要つて、裁判所の事務局長から署長にかけ合つて、やつと刑事課長が来た。それでも結局らちが明かずに、しようがないから私が先頭になつて入つて、それで執行官が後からやはり入ってきた。これはかなりお年寄りの執行官で、それでも、そういう現実の事例もある。しかし、そういうふたつがすべて法務省なり最高裁判所に一つ一つ上がっていくものとは思ひませんし、そういう妨害を排除する権限もあらわれてございまして、それが自力ではなかなかできないといふときには警察官の援助も得られるわけでござりますので、そういう方法によつて妨害を排除することに努めるのが本筋じやなかろ

うかということで、あえて民事罰を設けなかつた次第でございます。

○寺田熊雄君 この点はどうですか。最高裁の民事局長は、民事罰を設ける点についての考慮はなさらなかつたのですか、また、その必要はいままだないといふうなお考へでしようか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 私どもの立場としては、そういうふうにいろいろ注文していいかどうかということは疑問であるわけですが、いま問題になつておりますような程度の妨害というのは、いままでぶつからなかつたのじやないか、したがつて、それがそういう罰則を設けてくれという要求といふか、希望までにはいかなかつたのじやないかといふうに考へておるわけでござります。

○寺田熊雄君 そんなことはないので、かなり執行官も現場では苦心をしておられるようです。なかなか言つておられないやつもおるし、それから私どもが一番経験してしまつたのは、明け渡しの強制執行の際に、私が現実にぶつかつたのは、これは暴力団が家に入つていて、なかなか執行官もはいれない。警察官の援助を求めたのだけれども、警察がなかなか来ない。小さい巡回が一人来てまごまごしておつて、これはだめだといふので、さらに請求して、今度は刑事課長が来たけれども、この刑事課長が来てくれるまでにもなかなか手間が要つて、裁判所の事務局長から署長にかけ合つて、やつと刑事課長が来た。それでも結局らちが明かずに、しようがないから私が先頭になつて入つて、それで執行官が後からやはり入ってきた。これはかなりお年寄りの執行官で、それでも、そういう現実の事例もある。しかし、そういうふたつがすべて法務省なり最高裁判所に一つ一つ上がっていくものとは思ひませんし、そういう妨害を排除する権限もあらわれてございまして、それが自力ではなかなかできないといふときには警察官の援助も得られるわけでござりますので、そういう方法によつて妨害を排除することに努めるのが本筋じやなかろ

うかといふことで、あえて民事罰を設けなかつた次第でございます。

○寺田熊雄君 この点はどうですか。最高裁の民事局長は、民事罰を設ける点についての考慮はなさらなかつたのですか、また、その必要はいままだないといふうなお考へでしようか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 私どもの立場としては、そういうふうにいろいろ注文していいかどうかということは疑問であるわけですが、いま問題になつておりますような程度の妨害というのは、いままでぶつからなかつたのじやないか、したがつて、それがそういう罰則を設けてくれという要求といふか、希望までにはいかなかつたのじやないかといふうに考へておるわけでござります。

○寺田熊雄君 そんなことはないので、かなり執行官も現場では苦心をしておられるようです。なかなか言つておられないやつもおるし、それから私どもが一番経験してしまつたのは、明け渡しの強制執行の際に、私が現実にぶつかつたのは、これは暴力団が家に入つていて、なかなか執行官もはいれない。警察官の援助を求めたのだけれども、警察がなかなか来ない。小さい巡回が一人来てまごまごしておつて、これはだめだといふので、さらに請求して、今度は刑事課長が来たけれども、この刑事課長が来てくれるまでにもなかなか手間が要つて、裁判所の事務局長から署長にかけ合つて、やつと刑事課長が来た。それでも結局らちが明かずに、しようがないから私が先頭になつて入つて、それで執行官が後からやはり入ってきた。これはかなりお年寄りの執行官で、それでも、そういう現実の事例もある。しかし、そういうふたつがすべて法務省なり最高裁判所に一つ一つ上がっていくものとは思ひませんし、そういう妨害を排除する権限もあらわれてございまして、それが自力ではなかなかできないといふときには警察官の援助も得られるわけでござりますので、そういう方法によつて妨害を排除することに努めるのが本筋じやなかろ

できるというのは第六条に今度はあるわけで、これは先ほど執行官がこの委員会にお見えになつたのだけれども、時間がなくてこの点の質問をすることができなかつたのですが、警察官の援助を求めることができるといつて、執行官は現実にこういふ援助を求めてスムーズに今まで援助が得られているのかどうか。その辺の実態調査はなさつておられますか。これはどちらの局長でも結構ですから、いまの警察官の援助を求めることが

○政府委員(香川保一君) もちろん、これは実効あらしめるためには、そういった行政的な取り決めと申しますか、そういうことも十分考へな

きやならぬわけでございまして、実は、この法案作成のときも、私どもの耳に入ってる限りでは、大都市は別といたしまして、所によつてはなかなか警察の援助が得にくい、といふなことも十分承知いたしておるわけでございますが、この辺のところが、いろいろの方法を講じまして、いま御指示のありましたよな警察庁と協議をするといふなこともその一つの方法かと思ひますが、いろいろのことを考え、方法を講じて実効あらしめるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

○寺田熊雄君 第六十八条は、「債務者は、買受けの申出をすることができない。」ということがありますね。これは、現実には債務者が自己の計算で他人に買い受けの申し出をさせることが多いのではないかというふうに私どもは考えております。これは結局七十二条の第三号に当たるわけであります。もちろん、そのことがはつきりすれば、すぐこれは不許可の決定がなされると思うのですけれども、現実にはそういうことを一々調査はなさらないわけでしょう。その点どうでしょうか。

○政府委員(香川保一君) 執行裁判所が売却許可決定をいたしました場合には、もちろん、買い受け申し出人が買い受けの資格があるかどうかということは、当然これは調査すべきことだと思うのであります。ただ、表面には債務者があらわれないで、債務者の計算において第三者が買い受けの申し出をするというふうなときは、なかなかそういった内部的な計算関係というのはケースによつては裁判所にわかりにくいことがあらうかと思ひますけれども、しかし、やはりそいつたことも含めて、たてまえとしては調査すべきことだらうと思うのであります。したがつて、そういうことがわかりますれば、七十二条の三号によつて不許可にし、また、一たんそういうことが確知できなくて売却許可決定をいたしました後に明らかになれば、その許可決定を取り消すということも当然すべきだらうというふうに考えております。

てちょっととお尋ねをしますが、この引き渡し命令のところは、これは債務主義としての効力を持つのでしょうか。これに對しては執行抗告をすることができるということになつておるようですね。第五項で、これは確定するまでは効力を生じないと、いうことがあるので、命令が出てから一週間といふのは執行ができないと、こういうことになるわけですか。

○政府委員(香川保一君) そのとおりでござります。

○寺田熊雄君 今般の改正で、執行裁判所の権限を裁判所書記官の権限に移した。これは裁判所書記官の地位の向上にも大変役立つ。また、手続が簡素化して大変よかつたと思うのですね。實際上は練達の書記官がやつてしまつて、私ども執行部の裁判官をしたことがあるけれども、余り細かい実務というものはむしろ書記官の方がよく知つておられるということを経験したのですが、しかし、それにして、やはりこの民事執行の関係といふのは非常に技術的なものですから、執行関係の書記官にはある程度やはり研修その他の制度を徹底させていただく必要があると思うのですね。これはいまでもやつておられるわけでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 書記官に対する研修につきましては、裁判所書記官研修所におきまして執行事務研修というテーマでたびたび催しております。そういう点につきましては、今後も同じようなことで、あるいは今度の改正でそういう権限が直接自分のものとして委譲されるようになりましたものですから、そういう点も考慮いたしまして、一層の研修の充実を図つていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 動産執行の段階で、手形、小切手その他の有価証券を執行官が差し押さえる場合が非常にふえてまいりましたが、午前のこの委員会で、田中利正執行官もその点について言及をせられたわけであります。しかし、それを執行官が押さえる場合に、その手形の提示をする義務が生じた、これは從来もそういう場合がなかつたわ

けではないようでありますけれども、今回、これは一般的に、手形、小切手その他の有価証券を押さえる、そして手形、小切手の提示をしなければいけない、債務者にかわって提示をすると。それができるということになつておるようですね。第五項で、これは確定するまでは効力を生じないと、いうことがあるので、命令が出てから一週間といふのは執行ができないと、こういうことになります。忙しくなるだけではなくして、その事務は、支払い場所に臨んで、そうしてそれを現実に提示するといふことになりますと、その事務はやはり一つの独立した執行官の義務としてとらえることができるだけですね。それに対する手数料なども当然考慮しなければいけないということになりますが、その点の考慮はなさつておられるのでしょうか。

○政府委員(杜桜田泰助君) 民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の中で執行官法の改正を考えたわけでございますが、その中の八条に、手数料を受ける事務単位の規定がござります。これにつきまして、現行の規定の上では、ただいまの提示の関係については必ずしもはつきりいたしませんが、実務的には、八条の二号の差し押さえの執行に付隨する事務としてその中に一括評価されておつたようでございます。今度は少し様相が変わってまいりますので、そのものを明記してはございませんけれども、そういう趣旨も入れまして、新しい法律の方の八条の六号に、「売却又はその他の換価の実施に係る事務」というふうな規定を設けまして、この六号の事務の中で、その提示にかかる手数料を評価しようといふ考えでおるわけでございます。したがいまして、この六号の規定を受けました最高裁判所の執行官手数料規則の中でのよなことが織り込まれるといふふうに考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 いや、実は非常に私は困難だと思ひますけれども、そこには、十条の第五号といふふうに考えておるわけであります。

なお、費用の関係につきましては、執行官法の第十条に、その受けられる費用のことが決められてござりますけれども、そこには、十条の第五号といつしまして、たゞいま御指摘の「民事執行法第百三十六条又は第百三十八条に規定する事務を行つたための費用」、これは当然に執行官が支払いを受けるといふふうに明記いたしておる次第でございます。

○寺田熊雄君 そうしますと、それだけを独立してとらえないで、換価全体の中の手数料で、それを加味して定めようと、こういうことになるわけですね。

○政府委員(杜桜田泰助君) 手数料につきましては、そうでございます。

○寺田熊雄君 それから、その評価が問題でありますけれども、執行官がその評価をみずから定める場合も出てくるわけですね。それはどうでしょうか。

それからまた、その評価を執行官にやらせるということは、これは執行官に困難を強いることにならぬのでしょうか。この点いかがですか。

○政府委員(香川保一君) まあ、いろいろ差し押さえいたします場合にも、当然その評価といふのが問題になつてくるわけでございまして、たとえば超過差し押さえの禁止の規定の關係から、どの程度押さえれば超過にならぬかといふなどには、差し押さえの客体について執行官が当然評価しなきゃならぬわけでございます。お尋ねの場合は小切手、手形につきましても、執行官といふのはそういう仕事の当然の要請としているいろの財産についての評価能力を持つていてるものだといふことを前提にいたしておるわけでございまして、実際問題としてもさして困難だとは聞いておりません。

○寺田熊雄君 いや、実は非常に私は困難だと思ひますけれども、そこには、十条の第五号といふふうに考えておるわけであります。

なほ、費用の関係につきましては、執行官法の

第十一条に、その受けられる費用のことが決められてござりますけれども、そこには、十条の第五号といつしまして、たゞいま御指摘の「民事執行

法第百三十六条又は第百三十八条に規定する事務を行つたための費用」、これは当然に執行官が支払いを受けるわけであります。

しかし、それを執行官が押さえる場合に、その手形の提示をする義務が生じた、これは從来もそういう場合がなかつたわ

なかなかむずかしいので、決して、民事局長、あなたたの言われるよう、執行官は樂々とやつて、いるわけじやありません。それはよく聞いてみてください。ことに貴金属なんといふものの評価を執行官がやるといふことになると、これは大変なことになりますが、これはどういうふうにしますか。

○政府委員(香川保一君) まあ、私も実は執行官の評価能力といふのはそんなにないだらうと思つておつたのですけれども、ただいま寺田委員のお言葉を返すようでござりますけれども、意外に精通しているようでございます。もちろん、それは樂々とという意味じゃございません。平素のいろいろの訓練もございましょうし、知識の修得もあってのことでござりますけれども、だらしか、いろいろの差し押さえ物があるわけでございますから、物によつては初めてぶつかるような物もあるといふことは当然考えられるわけでござります。そういう場合に、自分がやはり適正な評価がやりにくく、あるいは困難だといふときには、鑑定人に評価させるといふう道も規則の方で設けられるように承つております。

○寺田熊雄君 貴金属の評価なんといふのは、ど

ういうふうに評価するか。これは規則で定めると

いうことです、これは、最高裁の民事局長、ど

んなふうにやりますか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 現行法で

は鑑定人による評価が義務づけられております

が、ただいま考えております執行規則案におきま

しては、貴金属については地金以下で売つてはな

らないといふ原則的な制限を設けているだけでございまして、そのほかの一般的に必要があつた場合に鑑定人に評価させることができるといふ規定を設けるつもりでおるわけでございます。

○寺田熊雄君 そうすると、たとえば鑑定人なん

といふのは執行官が選任するわけですか。あるいは鑑定人の名簿なんといふのをあらかじめつくつておくのか、執行官としても迷わざるを得ないわけでしきう。たとえば、その土地の有名な貴金属商とか、あるいはデパートがあればデパートの宝

申上げますと、執行官に一任するといふことにありますか。それにつきましては、執行官にその鑑定評価をするにふさわしい評価人が得られるようリストアップをしてもらつようにお願いして、そのリストアップについては裁判所の方も協力していくといふうにしていきたいといふうに考へておるわけでございます。

○寺田熊雄君 それから、法務省の民事局長、非

常に執行官を、都下と言つちや何だけれども、関

係者だから高く評価しておられるけれども、しか

し、執行官といえども、たとえば手形の評価なん

といふのはきわめてむずかしいので、手形の振出

人あるいは為替手形の引受人の支払い能力なんと

いうのは、とうていそれは察知すべくもないし、

小切手の場合は一々銀行に問い合わせないと預金

があるかどうかわからぬし、なかなかこれは

評価といつても執行官は困るのじやないかと思ひます。こういう点も、最高裁としては、もう執

行官に一任しちゃうわけですか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) ただいま

私どもで考へておりますのは、手形、小切手の場

合には、これはもちろん評価しなければなりませんけれども、その場合の評価をどうするかといふ

点は、ただいま御指摘のように非常にむずかしい

問題がござりますので、原則としては額面額を

もつて評価額とせざるを得ないのでなからうか

といふうに考へておるわけでございます。ただ、

そうしますと、先ほど来問題になつておりますよ

うな超過差し押さえの問題が起つてきます。実

際には債務者の支払い能力がないといふのに、額

面で評価をするといふうなことで超過差し押さ

えの問題がござりますけれども、そういうふうな

ことが仮に債権者の方から指摘された場合に、

は、やはり実価を評価しなければならないのでは

なかろうかと。その場合には、やはり評価人を選

任して評価をしてもらうということにつきましては、先ほどと同じよう、評価人のリストをつくっておいてもらつて、その中から適任者を選ぶという方向でやっていくことになるのではなかろうかというふうに思つております。

○寺田熊雄君 百二十五条の、仮差し押さえの執

行があつたものについてはさらに差し押さえるこ

とができるないと、この点はどういう見地からこう

いふうに考へておるわけでございます。

○政府委員(香川保一君) 御承知のとおり、現行

法におきましては二重差し押さえができることに

なつておるわけでございますけれども、やはり二

重差し押さえを前提としましての後続のいろいろ

の手続を考えますと、やはり初めの段階で二重差

し押さえを禁止いたしまして、そうして第二の申

し立ての関係は、併合して事件の後続手続を進め

るということの方がむしろ合理的ではないか。そ

の方が法律的にもよくわかるし、現行の御承知の

とおりの照査手続といふのはなかなか厄介でござ

りますし、いろいろ方法があつらかと思ひますけ

れども、いろいろ議論いたしまして、やはりこの

案のよう二重差し押さえの禁止のうらはらとし

まして、事件を併合するという形で手続を進めた

方がわかりがいいと申しますか、合理的ではな

くか、それだけのことです。

○寺田熊雄君 配当要求の問題に移らしてもらいま

すが、今度は、先ほど田中利正執行官が配当要

求をすることができるもの、これは今度は制限を

いたしましたので、配当手続が非常に楽になつた

という話がありました。そうして、民事局長も、

この民事執行法案を作成する場合に、労働者の立

場を非常に考慮したといふことで、賃金債権のよ

うな一般的な先取特権者は、債務主義を有しない場

合といえども配当要求をなし得るのだといふ点を

特に挙げておられたわけあります。そこで、私

どもも、没落に瀕する、あるいは倒産に瀕する企

業なんかの場合、たくさんの労働者から違配賃金

の支払い、獲得について相談を受けることが多い

わけであります。そういう場合の証明資料といいますか、これはどの程度のものを要求しておられますか。これを余り厳格にせられる労働者としては非常に困る場合があるのですが、そこをちょっと説明していただきたい。

○政府委員(香川保一君) 先取特権者が配当要求

をいたします場合の、その先取特権の存在、つま

り、先取特権で保護される当該債権の存在を証す

る書面を提出しなければならぬわけであります

が、この書面としてどういうものがあるか。一番

典型的なと申しますか、通常考へられるものは、

雇用会社の方からの幾ら幾らの賃料が不払いだと

いうことの証明書があれば一番いいわけでござい

ますが、そのほかのものとしまして、私ども、た

とえば直接役所の仕事ではございませんけれど

も、労働基準監督署あたりは、そういった実態を

わざわざいつておられるわけでございますので、

そういうところから証明してもらえないだろう

かといふようなことをいろいろお願ひもいたして

おるわけでございまして、これは具体的にどうい

う書面、現在でも競元法では、先取特権についての

競売を認めているわけでござりますけれども、そ

ういった実態を踏まえて、どういう書面が一番適

当かということを考えなければならぬわけでござ

りますが、実際問題としては、そのものばかりの

競売を認めているわけでござりますけれども、そ

ういうふうなことをいろいろお願ひもいたして

おるわけでございまして、これは具体的にどうい

う書面、現在でも競元法では、先取特権についての

競賣を認めているわけでござりますけれども、そ

ういうふうなことをいろいろお願ひもいたして

おるわけでございまして、これは具体的にどうい

う書面、現在でも競元法では、先取特

と思うのですけれども、その徹底の方法は、先ほど最高裁の民事局長が言われたような司法研修における教養の課程でなさる場合もあるでしょう

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 先取特権
そういう点はいかがでしょうか

いわゆる担保権者として優先弁済権の行使を認めると、そういうところまでは考えておりません。
○寺田熊雄君 そうすると、これは配当要求は認めない、訴訟で異議を申し立てて自己の所有権を主張しろと、こうしたことですか。
○政府委員(香川保一君) そのとおりでござります。

○寺田熊雄君　百五十二条の「差押禁止債権」の問題に入りますが、この第一項の括弧書きの部分

ですね。一般には給与その他の給付の四分の一だけが差し押さえを許されるとなつておりますが、

この括弧書きで（その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、

政令で定めた審査標準で評定】これに従事者は、最高裁としては——これは法務省かな、どちらかの結果ですが、どの程度の頃、こととえば一定

の給与の場合には二分の一までいいのだとか、あるいは四分の一を三分の一にするのだとか、そういう

いう具体的なお考えをすでに持つていらっしゃるのか、そして標準的な世帯の必要生計費というの

はどういう資料で認定をされるのか、この辺のところをちょっと説明していただきたい。

○政府委員(香川保一君) これは、たとえは現在生活扶助の関係、五十三年度の数字でござります

が、これが新子四人の世帯で大体一三万三千円くらいが標準生計費というふうになつておるわけですが、そぞくです。也行、國税改又去の關係で、同様に

うな差し押さえ禁止の関係から、標準的な世帯の必要生計費と、いろいろの現在のところでは十七五

円ぐらいに決めておられるわけでござります。それこれ勘案しながら、二十万円程度あるいはそれ

以下のところで政令で決めたいというふうに現在考えておりますが、関係各省いろいろ御意見を

承って、実態に合った額を見出していきたい、
ような考え方でございます。

○寺田熊雄君 それがわかりましたか その二十万円を一応標準とされるという、何らかの数字で限りませんとやつぱりいかぬので、その二十万円が適當かどうかという点は皆さんの御認定にまつ

○政府委員(香川保一君) この関係は、仮に政令で二十万円というふうに決めますれば、二十万円を超過する部分は全部差し押さえていいと、こういうことになるわけでござります。

○寺田熊雄君 二十万円と決めた場合、それを超過したら全部差し押さえていい——はあ、そういう趣旨か。そうすると、すいぶんこれはあれですね、たとえば百万円の所得があるといふ人は五分の四是差し押さえられちゃうという、そういうことになりますね。一般は、たとえば二十万円以下であれば四分の一しか差し押さえられない、ところが、二十万円超過したらこれは五分の四までを、あるいは二百万円の所得の人だったらほとんど全部を、十分の九まで差し押さえていいということになってしまふ。ちょっとこれは、なるほど二十万円あれば人並みに生きていくるじやないかとう考えだらうと思って、多少理解できないわけではないけれども、あんまり差し押さえ許容範囲が一挙に拡大し過ぎるような印象を受けますが、その点どうでしようね。

○政府委員(香川保一君) この問題はすぐれて政策的な問題でござりますので、そんなに私ども自信があるわけじゃないのですけれども、こういうふうにいたしました基本的な考え方方は、やはり一方で差し押さえ債権者の保護と申しますが、極端なことを申し上げますれば、あしたの生活にも困るために差し押さえをするということもあるわけでございまして、したがつて、やはり他人様に迷惑をかけておる、借金しておるということになりますれば、それは百万円の所得者であろうと、やはり最低の生活でがまんすべきだ、借金は先に返すべきだと、こういう簡単な一つの倫理観と申しますが、そういうことで踏み切ったわけでございまして、そのところは、一百万円の給与所得のあら人が——月額でございますから、そういう人が

○寺田熊雄君 こういうものは、あなた方がいろいろ想定なさることが、アリストテレスじないけれども、世間の森羅万象を全部掌握できるものには全部じやないわけです。一部分なんだから、御答弁についても言えることなんですが、それとも、やっぱりあなた方が把握なさる事象というものは全部じやないわけです。余りそれだけでもつてすべてだといふうに断定なされると、ちょっとやっぱり結果的におもしろくないことが起きるのじやないでしようか。

たとえば、奸悪な債務者が善良な債権者の追及を避けようとするということになりますと、民事局長のおっしゃるような、それはもう十分の九まで押さえてもいいじやないかということになりますが、たとえば、サラ金業者が保証人を立てさせること、これがやつぱりある程度ね。その保証人がサラ金業者のために、もう毎月の収入のほとんどを持つていてれちゅうといふようなことを考えますと、これはやつぱりある程度制限した方がいいという考慮も成り立つので、私は、それは本当にそういう場合は強者が弱者をいじめるに等しいことになりますから、ですから、民事局長のように、二十万円の場合には、たとえは医師の優遇税制の場合大蔵省がとったような段階的な差し押さえの許容範囲を定めるというようなことをお考えいただいた方が現実に即応するように思います。が、その点どうでしようか。

○政府委員(香川保一君) ただいま示されましたサラ金の場合なんかは、むしろ現在利息制限法がござりますし、最高裁の判例は御承知のとおりでございますので、その判例の趣旨から考えますと、なるほどそのサラ金業者というのは酷だと、法のもとににおける元本と利息合計したものについては、これは酷な債権者ではないはずでございま

す。だから、むしろ、そういう超過する利息部分は私法上無効だということで、差し押さえそのものをねのけるよう債務者の方で努力すべきじゃなかろうかと思うのであります。それも含めまして、いま御提示のような段階的にというふうなこともいろいろ考えたのでござりますけれども、やはり高額所得者はそれなりの、何といいますか、所得に合つた——ぜいたくなとまでは申しませんが、生活をしておる。そういう生活を勘案して、その生活を維持するに足る部分だけは残しておくという考え方と、一方、差し押さえて債権を回収しなきやならない債権者の立場というものを比較考量いたしますと、少々生活は窮屈になつても払うべきものはやっぱり払うということの方が筋ではなかろうかと。しかし、差し押さえられたためにあしたの生活が困るというふうな窮状になつては、これはやはり人道上も問題でござりますので、そのところを、標準生計費といふうなものを、必要生計費といふものを持ってまいりまして、先ほど申しましたように、大体二十一万程度というふうなことでがまんしてもら、そういうところしか知恵がなかつたわけでございまが、いろいろのことが議論されたようございますし、私も考えたのですけれども、どうもやはりこう一律的な形にしないと、高額所得者が差し押さえを免れる部分が多くなるという説明はどういうふうにできるか。

手当てをするのも一つの方法かと思ひますけれども、そこまでなかなか恵みが、いい段階的な方法を考えることができなかつたわけでござりますが、おっしゃるように、そのケースによりましては非常に酷な場合が出てくることはもう百も承知いたしておりますのでございまして、そこで範囲の減百五十三条の規定を設けまして、ここで範囲の減縮、拡張を執行裁判所がケースごとに考えて判断していただじてやるというふうな弾力的な支えを一つ設けておるわけでございまして、これが寺田委員のおっしゃるようないろいろのケースを賄うことができるかどうか、これは運用の問題かと思ひますけれども、一律的に所得幾らの方は幾ら残すというふうな形よりは、やはり最低のところを原則的に押さえておいて、そしてケースごとに減縮伸長のこの規定を運用して、よろしい結果が得られるようにしていただくというふうな配慮をしたつもりなのでございます。

○寺田熊雄君　いま、最高裁の民事局長、お聞きいただいておつたと思いますが、この百五十三条の運用について、非常に過酷な場合が生ずる場合を救済できるように、その点は裁判官なり執行官が運用について過ちがないように、よく全体を御監督くださるように、その点を特に要望いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君)　差し押さえ禁止の範囲の変更につきましては、現行法でも規定があるところでございまして、多分、御指摘のようなことは誤りなく行われてているのではないかろうかと、いうふうには考えておりますけれども、御趣旨の点は、この新法の施行に先立ちましてのいろいろな研修、それから会同、そういった際にそういう議論があつたということを紹介して、誤りのないようにしていきたいというふうに考えております。

○寺田熊雄君　百六十八条の「不動産の引き渡し等の強制執行」、これは明け渡しの強制執行の場合に私どもがしばしば遭遇する問題であります。が、債務者が執行妨害のために他人をその家屋に住ま

○寺田熊雄君 その場合、執行官に聞きますと、
その他人を確認することに非常に苦心をしておら
れるようあります。昼間行つたら絶対いない。
表札は立つておる。たとえば山田なら山田といふ
表札はあるので、山田何がしがおるということを
確認しようと思つて行つても、なかなかおら
ない。仕方ないから夜行くと、夜も非常に遅くなつ
てからでないと帰らない、ということで、夜間にの
み把握し得るような場合があるようあります。
そういう場合、これはやはりいまでもそうですが、
現行法でも、たとえ夜間といえどもそこに臨んで、
そしてやつぱりその人間に会つて氏名を確かめ、
そして占有の事情などを聞いて、その上で債権者
に承認執行文をとらして、それから執行するとい
うことにならざるを得ないわけですね。

○政府委員(香川保一君) そのとおりでございま
す。

○寺田熊雄君 それから第四項でありますけれど
も、これは家屋明け渡しの際に、中にある動産を
どうするかというので現実的にはいろいろな問題
が起きてまいります。この第四項によりますと、
まず債務者に引き取らせる、これはまあ一番自然
な方法でありますけれども、債務者がいない場合
はその代理人。この「代理人」というのは、また
これ非常に範囲が広いようで不明確であります
が、この「代理人」というのは一体何を考えてお
られるのか。それから「同居の親族若しくは使用
人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに
引き渡さなければならぬ」、これは必ずいぶん民
事局長御苦心の作だと思うのだけれども、「相当の
わきまえのあるもの」「なかなかこれは苦心をされ
たなあと思つて読んだのだけれども、これはどう
いうことを意味したのか。私は現実にこういう場

合に出くわして、この条文ではどうしても賠償ない場合に遭遇したことがあるので、これは後にお尋ねをするけれども、まずそれについてお答えい

○政府委員(番川保一君) 債務者の代理人と申しますのは、これはまあ自然人の場合に余り問題にならないと思いますが、強いて考えますれば、その執行関係で委任を受けておる弁護士が考え方であるわけでござりますけれども、これはほんとんど問題にならないと思います。主として会社の場合なんかに代理人というものが物を言ってくるのじやないかというふうに考えております。

それから「従業者で相当のわきまえのあるもの」と申しますのは、これはやはり執行官がその債務者の動産を取り除いて、それを引き渡すわけでもござります。あくまでも他人の、つまり債務者の固有の物でござりますので、めったやたらに不適当な者に引き渡したのでは債務者が損害を受けることがあるわけでござりますので、したがつて、出来内ではござりますナレド、やはり専音券債務者

が尽くせるような者に渡すべきだということをいう表現であらわしておるわけでござります。

○寺田 雄君 この第四項に、たとえばこういうものを、「その他執行官において適当と認めるもの」といふやうなことをすると、余りにも云くなつちやつて

て乱用の危険があると思つたのかどうかしりませんけれども、私が遭遇したものは、「同居の親族」という、「同居」というのが邪魔になる場合があつたわけですね。つまり、単身で居住しておると、ただ一人の娘が他に嫁しておると、しかし、娘に引き取らしたら一番いいという場合。しかし、これは同居してない。そういう場合、この「同居」なんという条件がかえつて邪魔になつちやうのですね。もうちょっととこれを広げた方がよかつたのじやないでしようか。

○政府委員(香川保一君) 現行法におきましても、その問題は確かにあるのでございますが、さればといって、この「同居」を取り外しますと、現実の執行の場面を想定いたしましたときに、動産を

取り除いて、それをどこか親族を探してそこまで執行官が持つていかなきやならぬ、あるいは親族にそこへ来てもらつて引き渡すというふうなこと、そういうことが実際問題としてなかなかでききにはむしろ執行官みずからが保管するといふにした方がベターではなかろうかと、こういうふうに考えたわけでございます。

○寺田熊雄君 そういう、いろいろお考えになつたのだろうけど、いまは御承知のようにもう核家族化しちゃつて、同居の親族なんていうのは夫婦以外にはおらぬのですよ。もう息子、娘もみんな独立して家を持つてゐる。だから、余り「同居」にこだわらない方が現実に即応するわけで、同一の市内に娘も息子も居住していいる場合があるのです。それではまた明け渡しなんというは現実には非常に困難なんで、債権者の方でもいきなりそういう執行をするわけじゃありません。いついつまでも出るかとか、荷物をもういいかげんに引き取れとか、息子にも要求したり娘にも要求したり、いろいろそういう準備段階があるので、いきなり強制執行をして明け渡しちゃうなんていうのは希有なんですがね。だから、むしろ局長がおっしゃるよう、その場でなんというのじやなくて、やはり現在の社会の実態に合うということを考えますと、「同居」というのは私は取つた方がよかつたと。ただ、これも「同居」を取つたからやたらに何でもというのじやないので、執行官にその幅を持たせるわけですから。私はそう思いますよ。こだわるわけじゃないけれども、どうですか。

○政府委員(番川保一君) これは、実際の便宜といいますか、そういうことをあるいは強く考え過ぎておるのかもしれないけれども、たとえば親族がなことで恐縮でござりますけれども、「同居」を取りました場合には、やはり執行官としては、この規定の関係から親族を探さなきやならぬわけでございまして、その親族がおるのにその者に引き渡

さないで、みずから保管したというふうな場合を考えますと、その保管はむしろ違法だということになってくるおそれがあるわけであります。それから、さらによつた、離れたところに住んでおる親族がおりましても、そこへ運搬していく、そういう費用は一体どうなるのかというふうないろいろの問題が派生的に出てまいるわけでございまして、それやこれや考えますと、実際の執行の場面においては、やはり身近におる者で適當な人に渡すということを限度にいたしまして、それができぬときには執行官の責任において保管するといふことの方が実情に合うのではないかかとうふうに考えたわけでございます。

○寺田 雄君 こういう問題を論議していくと無限に時間がかかるやうなので、もう余りこだわらぬけれども、同居の親族が一緒に出ちゃうのだから、その出ている者に預けるというのがそもそも矛盾なんで、それは他に一軒構えて、その物を収容し得る能力のあるところにやっぱり預けないと、おやじと一緒に追い出される子供に預けるといふのは矛盾なんで、それはやっぱり……。それではまた債権者は、こういう場合、よく探すわけですよ。

〔理事上田稔君退席、委員長着席〕

それで、もうわれわれ実際問題として明け渡しなんという強制執行をやる場合に、いわば悪しき債務者の場合でも、やはり相当情けをかけて、できるだけ損害を少なくして明け渡させようとしますね。ですから、もうちょっとそれは局長、考えていただきたかった。それで、これを修正しろといつたって、いま無理なことだから、あえて修正しろということをおあなたにお話しするわけじゃない。ただ、やはりこの場合は執行官にもう少し幅を持たせて、執行官が一々運ぶというのも大変なことです、親族が来て引き取つてくれれば一番いいのですが、それが足りなかつたのではないかとうふうに考えてゐるのですよ。しかし、よろしいわ、そう大きな問題じやないから。のことであなたといふ

考えますと、その保管はむしろ違法だということになつてくるおそれがあるわけであります。それから、さらにもう一つ、離れたところに住んでおる親族がおりましても、そこへ運搬していく、そういう費用は一体どうなるのかというふうないいろいろの問題が派生的に出てまいるわけでございまして、それやこれや考えますと、実際の執行の場面においては、やはり身近におる者で適當な人に渡すということを限度にいたしまして、それができないときには執行官の責任において保管するということの方が実情に合うのではないかかといふふうに考えたわけでございます。

○寺田熊雄君 こういう問題を論議していくと無限に時間がかかるやうので、もう余りこだわらぬけれども、同居の親族が一緒に出ちゃうのだから、その出ている者に預けるというのがそもそも矛盾なんで、それは他に一軒構えて、その物を収容し得る能力のあるところにやっぱり預けないと、おやじと一緒に追い出される子供に預けると、いうのは矛盾なんで、それはやっぱり……。それではまた債権者は、こういう場合、よく探すわけですか

いろいろやりとりしてもしようがないから、この程度でおさめておくから。
それから、現行法では、任意競売の場合に、抵当権の存在を争う者は、まず抵当権設定登記の抹消登記請求を本訴で起こして、それから競売手続の停止を仮処分によって求めていくという方法をとっていますね。これは今度の改正法でも現行法どおりなんでしょうか。その点いかがでしょうか。

○政府委員(香川保一君) 同じでござります。

○寺田熊雄君 現行法でも、即時抗告や執行異議の問題で、限界ですね。その境界をどの辺に置くのかという点で、われわれもすいぶんわからないうことがあったのですが、この改正法で、「執行抗告」は第十条。それから十一条の「執行異議」、これは条文を見れば大体わかるようだけれども、現実の問題でこの境界というのははつきりしますが、どういうふうにわれわれが理解しているらしいのか。執行抗告と執行異議。

○政府委員(香川保一君) 執行抗告は、特にそれぞの執行裁判所の執行処分について執行抗方ができるという規定があるものに限るわけでござります。したがって、執行抗告ができない執行裁判所の処分については執行異議ができると、こういうことになるわけでございますので、したがって、今回の改正によりまして、そういった限界と申しますか、区分がややこしくなるということは解消されたといふふうに考えておるわけでござります。

○寺田熊雄君 百五十二条の問題にまた戻つて——あちこち戻るのだけれども、生活保護を国から受けているその給付金というものは、これは差し押さええることはできませんね。ところが、実際には、これをずいぶん現実にはサラ金業者が差し押さえと同じように、その支給のところへ行つてすぐ取り立てるというような事象が行われるというのですね。これは御存じですか。

○政府委員(香川保一君) そういうことは耳にいたしておりませんけれども、法律的にはできない

ことだと思います。

○寺田熊雄君 その法律的にはできないことを、現実にそこへ臨んで、まあ恩給でもそうですねども、恩給証書を取つちやつて、そして支給を受けているものを事実上取り上げているということが多いわけで、生活保護の場合が一番悲惨なんですね。これは、事実上そこへついていつて、支給を受けたらすぐそこから取り上げてしまふというようなサラ金業者が現実におるわけで、これは現行法の舞台に上つてこない、事実上の行為だから。これはどうしようもしないわけでしよう、民事局長の手腕をもつてしても。

○政府委員(香川保一君) 支給する方の側は、もちろんこれは法律的には直接払いでございますから、当然生活保護を受けている方を確認して渡す

わけでしようから、そのところについて、そこで生活保護を受けている人が任意にそれを渡せば問題ありませんけれども、強制的に取り上げ

るとなると、これは強盗か何かになる問題でございまして、やはりそういうことはしかるべき方法で防除しなければならぬ問題だと思ひます。

○寺田熊雄君 暴行脅迫だと強盗になるけれども、暴行脅迫に至らない強制で取つちやうんだから、それは強盗にはならぬけれども、これはどう

しても法律のあれに上がつてこないのかね。それとも、民事局長の手腕をもつてしてもどうしよう

もないかな、これは。

百五十七条の第五項、ちょっとと私どもが読んでおこはわかりにくい条文で、これをもうちょっととわかりやすく説明してもらいたい。

○政府委員(香川保一君) これは原則的には現行法と変わつてないところでございますが、債権を差し押さえまして、そして裁判所——今回は、債

権差し押さえによつて取り立て命令もくつついておる形にしておるわけでござります。したがつて、取り立て権行使して任意に払つてくれればそれ

で済むわけでございますが、任意に支払えないといふときを取り立ての方法で執行しようとするならば、取り立て訴訟というものを起こさなきやな

らぬことになつてくるわけでござります。その場

合に、本来の取り立て訴訟の相手にするのはもちらん第三債務者であるわけでありますけれども、

差し押さえ債権者は先ほど申しました差し押さえ

命によって取り立て権能を取得いたしておりま

す。

○寺田熊雄君 第三債務者ではあるけれども、こういううちに、強制執行の目的物を占有している場合、これはわれわれが実務でも大変厄介なことで、実際によくもうあきらめるような場合が多いわけであります。この百七十九条によりますと、引渡請求権を差し押える。そして債権者

執行又は配当要求をしたときは、転付命令は、そ

の効力を生じない」、こうなつておりますが、同

時に申請することが許されるということになりますと、ほかの債権者がまごまごしている間に、あ

るいは情けをかけている間に、強力な債権者が

あつという間もなく債務者の持つておる第三債務

者に対する債権をひっさらつてしまつ、ほかの債権者はもう何にも取れないという場合に私

どもよく遭遇するわけありますけれども、これ

は「転付命令は、確定しなければその効力を生じない」というのが第五項にありますね。したがつて、この第三項と第五項とのいろいろな比較考量

からいたしますと、第三項は「第三債務者に送達される時まで」ではなくして、確定するまではやはり配当要求やそのほかの債権者の差し押さえを許容することができるようにしてた方がよかつたのじやないかというふうな考え方を持つのですが、この点はどうでしょ。

○政府委員(香川保一君) おっしゃるようなこ

とも一つの方法であり、あるいはできるだけ平等主義と申しますか、他の債権者も加えて配当といふ形に行つた方がいいのか、あるいは早い者勝ちといふことの方が債権に対する執行としてはいいのか、その辺は非常に問題だと思うのであります。現在、御承知のとおり、転付命令の制度は非常によく利用されておるわけあります、ほとんど転付命令によるものと言つていいかと思うのであります。それを、もしもおつしやるよう確定期限までかかる者が差し押さえしてきたときに転付命令の効力を失つてしまつというやり方にいたしますと、早い者勝ちという意味の悪さは残るかもしれませんけれども、かえつて非常に執行を膠着させるといいますか、転付命令なんといふ制度があつても意味がないといいますか、さような結果になるのではないかと思うのであります。したがつて、早い者勝ちといふやうな残りますけれども、やはり現在そういうことが一つ

ます。

○寺田熊雄君 この第三項で「転付命令が第三債務者に送達される時までに、転付命令に係る金銭

債務について、他の債権者が差押さえ、仮差押さえの

メリットで転付命令の制度が非常に利用され

いるという実態を考えますと、やはり利用しやす

いと申しますか、それだけのメリットがあるよう

な形にしてやはり残ざるを得ないのではないか

と、そういうふうに考えたわけでござりますけれ

ども、おっしゃるような方法をとるとすれば、恐

らくは転付命令は使われなくなるだろうというふ

うな見通しの上で、やはり非常にこれは早い者

勝ちといいうべきは残るにいたしましても、非常

に簡便な執行でござりますので、そういうことを

あれこれ考えまして、このよだな形で残すこと

にしたわけでござります。

○寺田熊雄君 すばしっこい人間に味方する法律

であると、どうもそういうそしりは免れないけれ

ども、まあ、いたし方ない。

それから第六項で、この「裁判を留保」する

いう規定がありますね。これは留保してどうするの

でしょ。その点ちょっとと説明していただきたい。

○政府委員(香川保一君) これは結局三十九条の一項七号、八号をごらんいただきますと、わかりますように、そちらの方でつまり勝負はついてくるわけござりますから、したがつて、執行抗告にござりますけれども、留保しておきました三十九条の方の結果を待つと、こういうふうな意味でござります。

○寺田熊雄君 そうすると、第一項八号の場合は四週間待つと、それから弁済猶予の場合、これは二回に限つて六月を超えることができないという規定が第三項にあるので、まあ待つても六月だと、で、自然に解決がつくと、それまで待つていると、こういうことですか。

○政府委員(香川保一君) そのとおりでございま

す。

○寺田熊雄君 第三者が強制執行の目的物を占有

している場合、これはわれわれが実務でも大変厄

介なことで、実際によくもうあきらめるような場

合が多いわけであります。この百七十九条によ

りますと、引渡請求権を差し押える。そして債権

〔政府委員（吉川一郎一君）〕この場合は勿づ引き渡さず物を引き渡さないときは、これはやはり本訴を起こすということなんでしょうか。この点いかがでしよう。

か素人にはできにくいでしょというようなことがあります。この点はよく実情を把握され、実務の指導の場合にどうあるべきかということをよく考えていただきたい。これは要望しておきますから。よろしいですね。

おるといふうに聞いておるわけでございまして、だから問題は、連れていくといいますか、同行する道具屋の善良かどうかといふことが一つの大きな問題になるわけでございまして、この点はそれなりのメリットが十分あるわけでございまから、したがつて、執行官がそういう善良などといふ認定を十分いたしまして、そういうものに援助権を受けるといいますか、同行してもらうということは、これは残して一向差し支えないやり方ではなからうかといふうにいま考えておるわけでございます。

飛び抜けて多い一部の執行官のために、あるべき姿が実現できないというのもいかがであろうかとわれわれは考えるわけですね。この点相当むずかしいけれども、やっぱりこういう方向に向かって努力していくだけかなきやいかぬ。これは執行官の問題です。

それから、執行官を補助する職員の問題。これは確かに、きょう参考人としてここへ出席した職員である田中参考人、論旨も非常に整然としておるし、言いたいことも言うだけのなかなか気力も

○寺田熊雄君　なお、執行官の実務の場合、入札が非常に——この間も私現地に臨んで、まあ、あのときはわれわれが行つたので大分おとなしかったのだという人もありましたが、それから人數も非常にいつもよりは少なかつたということが先ほど参考人から意見が述べられたわけで、入札制度といふものは競りと比べると非常に平穏に行われれる、雰囲気がね。そういうよさがあるのでけれども、何か入札で一字違うともうそれがベケになつてどうなんでしょう、ちょっとお伺いしたい。

な執行官といえどもやはり一気に踏み込めない、もたもたしてはからないので私どもが行って牛頭に立って入っちゃうと。よほどの場合でなければわれわれは行きません。そこで、ふだんは非常識に善良な道具屋といいますか、これはもう弁護士仲間で定評のある善良な道具屋というのはあるわけですが、との弁護士も皆それを頼むと。立会人などはあれば。そうすると、動産執行でももちろん屋明け渡しの執行でも非常にスムーズにいくといふのでありますけれども、これはやはり法務当局なり最高裁判所当局でも実態を把握しておられるようになりますけれども、これはやはり法務当局で、そういうやはり善良な道具屋というのはやめ不得ない存在であるといふように認めておられる方のようだよ、どうぞ。

方でも同じように考えておりまして、道具屋をしてが悪いものだと直ちにきつけて排斥をしなればならないというふうには考えておりませ
で、適正な価格で買ってくれる人、あるいはよ
動産の場合ですと、その場でまた債務者が買
すというふうな場合があるわけでござりますけ
ども、そういう場合に余り暴力をむさぼらない
買い戻しに応じてくれるような、いわば執行の
速、円滑な遂行に協力してくれるような人を道
屋の中でも從前からも認めておりますし、これ
らもやっぱりそういう人たちの協力がなくして
円滑な遂行ができるのではないかというふう
考えておるわけでございます。

るより私は思うのですが、公務員としてこれを採用して執行官の事務を補助させるということがやっぱり望ましいようと思う。それから、まあそこまでいかない、純粹に窓口事務程度のことであるいは帳面をつけけるという程度で、これは執行官の奥さんやお嬢さんがやつてやれないことはないという程度の仕事をしておる、その程度の事務をとつておられる職員としても、やはり社会保障、たとえば失業保険であるとか、あるいは労災であるとか、あるいは健康保険であるとか、そういう社会保険をつけるといふぐらゐの配慮が当然これはあるべしかるべきではないか。しかしそれができていない。こういう点についてはもう少し御努力があつてしかるべきではないかと思うのですが、これは最高或の民事局長と去勢省の民事事務局長

確に把握しているわけではありませんので、明確なお答えはできないで恐縮なんですが、されども、一字程度違っていることでペケにすりたいことはないかと存じますけれども、入札の正確性と申しますか、その物件の表示あるいは金額の点等について正確に記載してもらわないと、要するに買い受けの意思表示が明確でないという点で入札を認められないという例は、ないわけじゃないというふうに聞いておりますが、……。

○寺田熊雄君　余り細かいことを局長が一々御存じないとしてもこれはしようがないので、よくお調べいただきたいと思うのですが、何か事件番号をちょっと間違えたらもうだめなんだと。なかなか

○政府委員(番川保一君) 動産の強制執行について、売却がうまくいかかどうかといふことが、一層大きな問題でございまして、公設の売却場を認めるというふうなことも議論されたわけでござりますけれども、なかなかすぐにはそういう制度をとり得ない状況がございまして、そうなりますと結局、私ども聞いている限りでは、なかなかその買い手がないために動産というのは二束三文に売り飛ばされてしまうと。そのときに、いまおっしゃいましたような善良な道具屋が一緒に来てくれれば、買い手がないときにはそれが適当な価格で引き取ってで——適当というよりは適正な価格で引き取ってもらえるということで、執行官が非常に助かって

の中に出た問題でもあるのですけれども、もう一度、最高裁の民事局長、法務省の民事局長、御人にお尋ねをしたいわけですけれども、現在の行政官法が生まれたとき、昭和四十一年の附帯決まりですね。先ほども田中利正参考人は、手数料制の所得よりもこれは俸給の方が望ましいのだと、しかし現在の収入を下回るというようなことでやっぱり執行官の同意というものは得にくいやう、したがって格づけが問題であるというよう意見が述べられたのでありますけれども、こわい相当な事実上の困難を伴うけれども、やはり四十一年の決議というものは正しい方向を示しているとわれわれは考えざるを得ないわけです。

が、これは最高裁の民事局長と法務省の民事局長と、御両人にお考えを述べていただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 午前中は各参考人からも非常に有意義な指摘をいただきました。特に問題になつておりますのは、手数料制から固定俸給制への移行の問題でありますし、それに関連しての事務員の公務員化という一点であつたろうかというふうに思われます。いずれも私が執行官法定定以来常に考へてきたことでございまが、何分にも、毎々申しておりますが、八十年以上の歴史をじょつている制度を急に変えられるものかといつ一つの歴史的な重みというのもの

ございます。それから、先ほど御指摘のようない地
域的な面での収入の格差という問題もございます。
それからまた、執行官の年齢の問題、そういうふうな
ことが現実の問題として直ちに公務員に切りか
えるということが非常に困難な問題として残って
おるわけでございます。ただ、そういう点は、執
行官法制定当時は、少なくとも執行官法の執行官
の制度自体を幾らかでも新しいものにして、それ
をもつて執行手続の改正の基礎にするし、また、
その執行手続が変わったらそれにふさわしいよう
な執行官制度をつくっていくのだと、こういうふ
うな因となり果となるような形の問題提起をして
まいりまして、それが今日までに及んでいる状況
でございます。先ほどの田中利正参考人の御意見
にもありましたように、あるときには執行官の中
でも手数料制がよろしいという考え方の人もおり
ましたし、あるときには固定俸給制が望ましいと
いう意見の人が多數を占めているというふうなこ
とでございまして、経済事情の変遷に応じてそ
ういう希望の有無というものが変わっている状態に
ござります。

そういうことから申しますと、経済的な問題、
収入の問題だけを考えてやっていたのではいつま
でも決着はつかないと、むしろ非常に不況で競争
事件が少ないという時期が俸給制への切りかえの
チャンスであるということにもなってしまいます
が、そういうことは全般的に好ましくないことは
もちろんでございまして、そういう時期にならな
いで、しかも俸給制に切りかえられるような下地
というものを持つ必要があるということは言え
るのはなかろうかと思います。そういう点につ
きましては、執行官法が制定されましてから十数年
の経験を経まして、執行官室及び競争場等の環境
の整備ができましたし、いろいろな設備も改善さ
れてしましました。それから執行官が裁判所の職
員としていろいろな面で本来の裁判所の職員と交
流することになつて、お互いの意識がよそ者扱
いといふことから同僚的な意識になつてきておる
という、そういう意識の上の変革というものがこ

れは見逃せない状況であろうかというふうに思わ
れます。そういう点で、かなり俸給制に移るため
の検討の下地というものは熟してきたのではない
かというふうに考えておるわけでございます。

しかし、問題は、執行官制度そのものだけを考
えて済むものではなくして、現在の執行官が五
八・余歳という年齢層に平均的にあるわけでござ
いまして、これを公務員として裁判所の同じ枠の
職員との、何といいますか、格づけといいますか、
位置づけの問題もあります。多くは執行官に任用
されるのが、一応主任書記官なりあるいは首席書
記官というところまでを終わったような人が、い
わば第二の御奉公として執行官に任命されるとい
うのが実情でございます。そういう人たちが再び
同じような俸給制の執行官になつてきて、それと
はかの裁判所職員との間の交流がどうなるのかと
いう問題を考えなければならないということになります。
そういういろいろなむずかしい問題があ

それから事務員の問題は、これは俸給制に切り

かえることが公務員化の前提と考えざるを得ない
わけでございますが、その場合に、現在の事務員
になつてしている人がそのまま横すべりで公務員にな
れるかということになりますと、これもやはり年
齢の点、その他一般公務員としての任用資格とい
う面で非常に特例的な措置を大幅に設けないと全
くの問題を抱えておるわけでございます。手数
料制が八十年の歴史を持つておるということは、
それなりのメリットも一方にあるわけでございま
す。そこで、諸外国の例を見ましても、手数料制をし
て、しかも俸給制に切りかえられるところもかなりござ
ります。俸給制に切りかえたところも、西ドイツの州あたりにも
あるようですが、それはまた切りかえに
つきましていろいろな問題を経験しておるようで
ございます。私どもいたしましては、白紙で新
しい制度をつくるわけにはまいりませんので、現
状からどのような段階を経て理想的な形を持って
いかかという道を発見したいということでかねが
ね苦慮いたしております。今後また、民事執行法が成
立されまして、執行官の責任等も変わつてまいります
のを機会に、もう一度検討し

てみたいと考えておりますけれども、相当實際上
は困難な問題が多からうと思つております。
なお、執行官のところにおられます事務職の
問題があるわけでございますが、基本的には、ま
ず執行官の身分あるいはその収入というものをど
ういう形態にするかということが先決問題であ
ると思いますので、執行官制度の抜本的なあり方
というものをこれから十分検討を進めてまいりた
いと思います。

○政府委員(社把田榮助君) 法務省民事局長にと
いう御質問でございましたが、執行官法は司法法
制調査部の所管になつておりますので、私からお
答え申し上げたいと思います。

御指摘のとおり、執行官は公務員でありながら
手数料制をとつておるということから、いろいろ
すつきりしない問題がたくさんございまして、附
帯決議にもたびたび御指摘を受けているわけでござ
ります。私どもも十分その問題点は認識してお
りまして、方向としては、附帯決議にございます
とおり俸給制に移行すべきものであるという考え方
方は持つておるわけでございます。しかしながら、
ただいま最高裁判所の民事局長からもお話をござ
いましたように、現実問題といいたしますと非常に
多くの問題を抱えておるわけでございます。手数
料制が八十年の歴史を持つておるということは、
それなりのメリットも一方にあるわけでございま
す。そこで、諸外国の例を見ましても、手数料制をし
て、しかも俸給制に切りかえられるところもかなりござ
ります。俸給制に切りかえたところも、西ドイツの州あたりにも
あるようですが、それはまた切りかえに
つきましていろいろな問題を経験しておるようで
ございます。私どもいたしましては、白紙で新
しい制度をつくるわけにはまいりませんので、現
状からどのような段階を経て理想的な形を持って
いかかという道を発見したいということでかねが
ね苦慮いたしております。今後また、民事執行法が成
立されまして、執行官の責任等も変わつてまいります
のを機会に、もう一度検討し

それから、現在執行官室で事務をとっている人たちの中から執行官に採用することはどうかという御質問がございましたが、先ほどの行(1)の四等級に相当するような人、それに要するに準ずる者として最高裁判所が認める者であれば、資格としては受験資格がございますものですから、筆記試験その他の試験を受けて執行官に登用するということは道が開かれておるわけでございます。ただ、執行吏代理あるいは執行職務代行者といふのは執行官法で認められました暫定的な制度でござりますので、事務員の人を執行官職務代行者に任用するといふのは道がないという状況になつておるわけでございます。

○寺田熊雄君 先ほど、送達業務は執行官の職務としては廃止してもらいたいと、執行官といふ、まあわざ非常に法律的な素養を持つた重い地位に廃止していくといふ考え方のなか、あるいは、やはりどうしてもこれは残しておくべき合理性がある者が純粹の事実行為である送達といふようなものまで引き受けなければならないのだろうかという疑問が執行官によつて提起されましたね。これはやはり最高裁なり法務省としましても次第に廃止していくといふ考え方のなか、あるいは、やはりどうしてもこれは残しておくべき合理性があると考えておられるのか、その辺はどうでしょう。

○最高裁判所長官代理人(西山俊彦君) 民事訴訟法で送達へ執行官又ハ郵便ニ依リ之ヲ為ス」という規定がござりますので、そういう規定から申しますと、執行官に送達の業務をやつてもらわないといふわけには法律上のたまえとしてはいかないのが現状でございます。しかし、先ほど田中利正執行官のお話にもありましたように、いわばそれが執達吏といつた当時の名残といふべき名残であるということで、執行官の現行法における地位の向上にかんがみますと、それをいつまでも民訴に規定があるからといって仕事として残しておいていいかどうかなどは、これはわれわれとして検討しなければならない問題ではなからうかといふふうに考えておるわけでござります。

○橋本敦君 いま寺田委員から御質問がありまし

事実、送達業務と申しますのは非常に単純であり、しかも苦労の多いものでございます。そういう点ではなるべくそういう雑務から軽くして、本來の執行事務に専念してもらいたいということとで、そういうふうな方向を裁判所としては考えておるわけでございます。そのほかに、送達業務と申しますのは、あつちに一つ送つたら今度別なところへ行かなければいけないというふうに、本来の事務としては非常に費用と手間がかかるわりには効率が悪いという面がございまして、それに見合うだけの手数料、あるいは費用もそうですが、そういう費用、手数料を含めて、送達業務に従事する人の収入が安定し、かつ十分なものと言えるかどうかという点になりますと、これは非常に趣旨には沿わないというものが実情でございます。そういう面からいきまして、いたずらに労多しくして効率の少ない事務はなるべく執行官の仕事から除いていきたいというふうに考えているのが実情でございます。

○政府委員(枇杷田泰助君) 現行の民事訴訟法の規定によりますと、執行官が送達機関というふうに定められておりますので、現行法を前提とする限り、執行官が送達をするということはやむを得ないことでござりますけれども、しかし、執行官が送達事務からは、いわば解放されて執行事務の方に専念したいという御希望は理解できないわけでもないわけでございます。しかし、そのためそういう観点で制度の改正を考える場合には、送達方法そのものをどういうふうにしていいたらいいかということだらうと思いますので、執行官の実情、それからまた送達の意義といふようなものも総合的にお考へして将来検討すべき課題であろうと考えております。

○橋本敦君 いま寺田委員から御質問がありまし

いたことは、本院における審査として私は非常によかったですと思つております。

いまお話をございましたが、四十一年の国会決議がなされて今日まで十数年、最高裁もあるいは法務省の調査部におきましたが、それなりの努力をなさったというお話をございますけれども、しかし、実際はなかなか執行官及び職員の公務員体制化への移行といふのは、これは目に見える形では全然手つかずであるわけであります。きょう参考人からその点について大変強い要望が出されたわけですが、私は、これはいま最高裁民事局長並びに調査部長のお話を聞いておりましても、そういう決議が示された、まあ言つてみれば執行官体制の近代的な方向へ向けての思い切つた施策の前進といふものが要るよう思いますし、その方向づけについては御異論がないというようになります。

問題は、八十年続いてきたこの制度を一挙に変えるということがなかなか容易でないという困難な面をいろいろ弁解的に御指摘になつた。それはそれなりに私ども理解するわけです。しかし、この民事執行法がこの世に整合あるものとしてつくられました。恐らくこれは長年にわたつてこういふことで段階的の改正なしに進められるでしょう。

執行官法は四十一年にできまして今日までずっと来ておる。過去八十年と言いますけれども、やっぱりこれを機会に思い切つた近代的な体制への移行ということを真剣にやりませんと、私はこれは残されてしまつて心配をぬぐい切れないのです。

そこで、最高裁民事局長も、いろいろな意味で下地はできつつあるというお話をもありましたし、思つてこれはやっぱり具体的な協議機関を設け、そして五年先にとか三年先にとか、こういつためどをつけた研究と体制について議論を進めていただからなくちやならぬと、こう思うわけです。

そういう意味で具体的なめどを持つて、そして困難な条件は困難な条件として解決の善後策をも研

究をすると、最高裁としても積極的に

考えておるわけでございます。

○橋本敦君 これは法務省の調査部長にお伺いしますが、これは法案ということで出てくるとなれば、最高裁は直接法案をお出しになりませんし、法務省のそれなりの御尽力お力添えもいただかなくちやなりませんが、いま言つたような問題はありませんか。

○政府委員(枇杷田泰助君) この問題は、從来からも最高裁判所と協議をいたしておる点でござります。最高裁判所の民事局におきましたが、この民事執行法が成立いたしますと、その施行のためも積極的に協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○橋本敦君 実情は、執行官もお年ですし、東京サイドで見ましても、職員の皆さんは長年これに従事をされて平均年齢は五十二歳ぐらいにおなりになつておる。だから、やっぱり長年苦労された方に報いるという意味でも、これは私は急がなくちやならぬと思うのです。だから、いま調査部長がおっしゃつたように、この法案が通つた後、最高裁判規則の制定、それが片づけば、こういうことがありますけれども、めどとして、私は、今後三年をめどに一定の方針を立てるとか、あるいは具体案をつくるとか、やっぱりめどなしには進まぬと思うのです。そこらあたり、今後どれくらいのめどでおやりになる御決意があるのか、最高裁並びに法務省の調査部にお伺いしたいのです。

○最高裁判所長官代理人(西山俊彦君) にわかに

これについての研究協議実現の体制をこの際思い切つてとると、こういうお考えはありませんか。

○最高裁判所長官代理人(西山俊彦君) 先ほど申上げましたようないろいろな問題点を検討することも含めまして検討してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○橋本敦君 これは法務省の調査部長にお伺いしますが、これは法案ということで出てくるとなれば、最高裁は直接法案をお出しになりませんし、法務省のそれなりの御尽力お力添えもいただかなくちやなりませんが、いま言つたような問題はありませんか。

○政府委員(枇杷田泰助君) この問題は、從来からも最高裁判所と協議をいたしておる点でござります。最高裁判所の民事局におきましたが、この民事執行法が成立いたしますと、その施行のためも積極的に協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○橋本敦君 実情は、執行官もお年ですし、東京サイドで見ましても、職員の皆さんは長年これに従事をされて平均年齢は五十二歳ぐらいにおなりになつておる。だから、やっぱり長年苦労された方に報いるという意味でも、これは私は急がなくちやならぬと思うのです。だから、いま調査部長がおっしゃつたように、この法案が通つた後、最高裁判規則の制定、それが片づけば、こういうことがありますけれども、めどとして、私は、今後三年をめどに一定の方針を立てるとか、あるいは具体案をつくるとか、やっぱりめどなしには進まぬと思うのです。そこらあたり、今後どれくらいのめどでおやりになる御決意があるのか、最高裁並びに法務省の調査部にお伺いしたいのです。

○最高裁判所長官代理人(西山俊彦君) にわかに

七十条第一項第四号第七号」を「民事執行法（昭和五十四年法律第二百三十一号）第一百三十一条第四号及第五号」に、「同条第四項ノ規定ニ依リ差押ノ承諾アリタルモノ及」を「同法第二百三十二条第一項ノ規定ニ依リ差押ガ許サレタルモノ並」に改める。

第二百二十二条及び第二百三条第一項中「民事訴訟法」を「民事執行法其ノ他強制執行ノ手続ニ

関スル法令ノ規定」に改める。

第二百八十七条第二項中「基キテ」を「因リテ」に改め、同項後段を削る。

第三百二十八条第一項中「基キテ」を「因リテ」に改め、同条第二項を削る。

（漁業財団抵当法の一部改正）

第十五条 漁業財団抵当法（大正十四年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「競落ヲ許ス決定ガ確定シタルキ」を「買受人が代金ヲ納付シタルトキ」に改める。

（金融機関経理応急措置法の一部改正）

第十六条 金融機関経理応急措置法（昭和二十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「仮差押」を「仮差押え」に、「競売法による競売手続」を「担保権の実行としての競売の手続」に改め、同条第二項中「仮差押」を「仮差押え」に、「競売手続」を「担保権の実行としての競売の手続」に改める。

（会社経理応急措置法の一部改正）

第十七条 会社経理応急措置法（昭和二十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「仮差押」を「仮差押え」に、「競売法による競売手続」を「担保権の実行としての競売の手続」に、「但し」を「失う」に改める。

（金融機関再建整備法の一部改正）

第二百二十二条及び第二百二十三条第一項中「民事訴訟法」を「民事執行法其ノ他強制執行ノ手続ニ

関スル法令ノ規定」に改める。

第二百八十七条第二項中「基キテ」を「因リテ」に改め、同項後段を削る。

（漁業財団抵当法の一部改正）

第十九条 漁業財団抵当法（大正十四年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「仮差押」を「仮差押え」に、「競売法による競売手続」を「担保権の実行としての競売の手続」に、「抵触」を「抵触」に、「失ふ」を「失う」に改め、同条第二項中「仮

差押」を「仮差押え」に、「競売法による競売手続」を「担保権の実行としての競売の手続」に、「以て」を「もつて」に改める。

（特別和議法の一部改正）

第二十条 特別和議法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「申立」を「申立て」に、「仮

差押」を「仮差押え」に、「競売法による競売を

「以て」を「もつて」に改める。

（漁業法の一部改正）

第二十三条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第四項中「売得金」を「売却代金

に改め、同条第五項中「競落を許す決定が確定したとき」を「買受人が代金を納付したとき」に、「取消」を「取消し」に改める。

（日日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正）

第二十四条 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

（競売法による競売手続）を「競売の手続」に、

（競売法による競売手続）を「競売の手続」に改め

る。

第九条第三項中「基キテ」を「より」に、「民

事訴訟法第六編」を「民事執行法（昭和五十四年法律第二百三十一号）その他強制執行の手続ニ

關スル法令ノ規定」に改める。

（金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

（金銀元法による競売手続）を「担保権の実行としての競売の手続」に、「失ふ」を「失う」に改める。

（第二十五条の七第一項中「払込」を「払込」とみを」に、「競売法の規定に従ひ」を「換価のた

め」に改める。

第二十五条の二十二第一項中「あらたに」を

「新たに」に、「競売法の規定による」を「換価

のため」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第五十四条中「仮差押」を「仮差押え」に、

「競売法による競売手続」に、「但し」を「ただし」に改める。

（企業再建整備法の一部改正）

第十九条 企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「仮差押」を「仮差押え」に、「競売法による競売手続」を「担保権の実行としての競売の手続」に、「抵触」を「抵触」に、「失ふ」を「失う」に改め、同条第二項中「仮

差押」を「仮差押え」に、「競売法による競売手続」を「担保権の実行としての競売の手続」に、「以て」を「もつて」に改める。

（特別和議法の一部改正）

第二十条 特別和議法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「申立」を「申立て」に、「仮

差押」を「仮差押え」に、「競売法による競売を

「以て」を「もつて」に改める。

（漁業法の一部改正）

第二十三条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第四項中「売得金」を「売却代金

に改め、同条第五項中「競落を許す決定が確定したとき」を「買受人が代金を納付したとき」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第五項中

「失ふ」を「失う」に改め、同条第二項中「仮

差押」を「仮差押え」に、「競売法による競売手続」を「担保権の実行としての競売の手続」に、「以て」を「もつて」に改める。

（道路運送車両法の一部改正）

第二十三条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「強制執行」の下に「及

び仮差押えの執行」を加え、同項に次のただし

書を加える。

ただし、仮差押えの執行で最高裁判所規則

で定めるものについては、地方裁判所以外の

裁判所が執行裁判所として、これを管轄する。

第九十七条第二項中「強制執行」の下に「及

び仮差押えの執行」を加え、「最高裁判所が」を

「最高裁判所規則で」に改め、同項第三項中「登

録自動車の」の下に「処分を禁止する仮処分の

執行又は」を加える。

（土地収用法の一部改正）

第二十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十三條の三第二項中「強制管理人」を削

る。

（地方税法の一部改正）

第二十八条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の三第一項ただし書中「競売法明治三十一年法律第十五号」による競売」を「担

保権の実行としての競売（その例による競売を

含むものとし、以下単に「競売」という。」に

改め、同条第二項中「因る」を「よる」に、「競

売法による競売」を「競売」に改める。

（第四十六条の二第三項中「競売法による競売元」）

第四百九十一条第二項本文を次のように改め る。

前項の裁判の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第二百三十一号）その他強制執行の手続に関する法令の規定に従つてする。

（鉱業法の一部改正）

第四百九十二条第二項ただし書中「但し」を「た

だし」に改める。

第五百六条第二項ただし書中「但し」を「た

だし」に改める。

（鉱業法の一部改正）

第四百九十三条中「及び強制執行」を「強制執行、

仮差押え及び仮処分」に、「外」を「ほか」に、

「但し」を「ただし」に改める。

第五十七条第四項中「競落を許す決定が確定したとき」を「買受人が代金を納付したとき」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第五項中

「売得金」を「売却代金」に改める。

（道路運送車両法の一部改正）

第二十七条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項中「強制執行」の下に「及

び仮差押えの執行」を加え、同項に次のただし

書を加える。

ただし、仮差押えの執行で最高裁判所規則

で定めるものについては、地方裁判所以外の

裁判所が執行裁判所として、これを管轄する。

第九十七条第二項中「強制執行」の下に「及

び仮差押えの執行」を加え、「最高裁判所が」を

「最高裁判所規則で」に改め、同項第三項中「登

録自動車の」の下に「処分を禁止する仮処分の

執行又は」を加える。

（土地収用法の一部改正）

第二十八条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の三第一項ただし書中「競売法明治三十一年法律第十五号」による競売」を「担

保権の実行としての競売（その例による競売を

含むものとし、以下単に「競売」という。」に

改め、同条第二項中「因る」を「よる」に、「競

売法による競売」を「競売」に改める。

（第四十六条の二第三項中「競売法による競売元」）

第四十六条の二第三項中「競売法による競売元」

を「競売」に改める。

（第四十七条の二第三項中「競売法による競売元」）

第四十七条の二第三項中「競売法による競売元」

を「競売」に改める。

（第四十八条の二第三項中「競売法による競売元」）

第四十八条の二第三項中「競売法による競売元」

を「競売」に改める。

（第四十九条の二第三項中「競売法による競売元」）

第四十九条の二第三項中「競売法による競売元」

を「競売」に改める。

（第五十条の二第三項中「競売法による競売元」）

第五十条の二第三項中「競売法による競売元」

を「競売」に改める。

（第五十一条の二第三項中「競賣法による競賣元」）

第五十一条の二第三項中「競賣法による競賣元」

を「競賣」に改める。

第九十七条号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の三第一項第三号中「強制執行」の下に「若しくは担保権の実行(その例による競売を含む。)」を加え、「差押又は仮差押又は」を「差押え、仮差押え又は」に改める。

(関税法の一部改正)

第三十六条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第一号を次のように改める。

一 過誤納金の返還請求権につき民事執行法(昭和五十四年法律第二百二十二条)の規定によ

る差押命令が発せられたとき。その差押

命令の送達を受けた日の翌日から七日を経過した日までの期間

(建設機械抵当法の一部改正)

第三十七条 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「強制執行」の下に「及び仮差押えの執行」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、仮差押えの執行で最高裁判所規則で定めるものについては、地方裁判所以外の裁判所が執行裁判所として、これを管轄する。

第二十六条第二項中「強制執行」の下に「及び仮差押えの執行」を加え、「最高裁判所が」を「最高裁判所規則で」に改め、同条第三項中「建設機械の」の下に「処分を禁止する仮処分の執行又は」を加える。

(特定多目的ダム法の一部改正)

第三十八条 特定多目的ダム法(昭和三十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「及び強制執行」を「強制執

(帶納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正)

第三十九条 帯納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「差押」を「差押え」に、「有体動産」

を「動産」に改める。

第一条中「仮差押」を「仮差押え」に、「競売」を「担保権の実行としての競売(以下単に「競売」という。)」に改める。

第二条第三項を次のように改める。

3 この法律において「動産」とは民事執行法(昭和五十四年法律第二百二十二条)の規定により不動産とみなされるものを含む。)をいう。

第二章の章名中「差押」を「差押え」に改め

る。

第二章第一節の節名中「有体動産」を「動産」に改める。

第三章の見出し中「差押」を「差押え」に改め

る。

第四条の見出し中「競売手続」を「売却手続

に改め、同条第一項中「差押」を「差押え」に、「有体動産」を「動産」に改め、同条第二項中

「差押」を「差押え」に、「有体動産」を「動産」に、「差し押える」を「差し押さえる」に改める。

第五条の見出し中「差押」を「差押え」に、「有体動産」を「動産」に、「競売」を「入札、競り売

り」に改める。

第六条第一項中「有体動産」を「動産」に改め、同条第二項から

「差押」を「差押え」に改め、同条第三項から

「差押」を「差押え」に改め、同条第四項まで

の規定中「有体動産」を「動産」に、「差押」を「差押え」に改め、同条第一項中「差押」を「差押え」に改め、同条第一項の不動産について、

強制競売の申立てが取り下げられたとき、又

は強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その旨を徴収職員等に通知しなければならない。

第十五条の見出しを「(強制競売の手続の制限)」に改め、同条第一項中「差押」を「差押え」に改め、同条第二項の不動産について、「競売手続開始の決定」を「強制競売の開始決定」に、「民事訴訟法第六百五十四条の規定による手続その他競売又は入札」を「民事執行法第四十九条の規定による手続その他売却」に改める。

第十五条を次のように改める。

(強制競売の申立ての取下げ等の通知)

第十五条 第十三条第一項の不動産について、

強制競売の申立てが取り下げられたとき、又

は強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その旨を徴収職員等に通知しなければならない。

第十六条の見出しを「(差押えの登記のまつ消)」に改め、同条中「競売の申立てがあつたこと」を「強制競売に係る差押え」に改める。

第十七条中「競落期日」を「売得金の交付を受けた時」に改める。

第七条の見出し中「差押」を「差押え」に改め、同条中「有体動産」を「動産」に、「差押」を「差押え」に改める。

第八条中「執行力ある正本により配当を要求する債権者」を「民事執行法(百二十五条第三

項前段の規定により配当要求の効力が生じた申立てに係る債権者」に、「有体動産」を「動産」に改める。

第二十条の見出し中「競売法による」を削り、同条中「差押」を「差押え」に、「船舶の競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売」を

同条第二項中「有体動産」を「動産」に、「假差押」を「仮差押え」に、「参加差押」を「参加差押え」に改め、同条第三項中「仮差押」を「仮差押」を「仮差押え」に改め、同条第四項に改め、同条第一項中「差押」を「差押え」に、「有体動産」を「動産」に、「假差押」を「仮差押え」に、「参加差押」を「参加差押え」に改め、同条第五項中「假差押」を「假差押え」に、「假差押」を「假差押え」に改め、同条第六項を削る。

第二十一条の見出し中「差押」を「差押え」に改め、同条第一項中「差押」を「差押え」に、「有体動産」を「動産」に、「假差押」を「假差押え」に改め、同条第二項を削る。

第二十二条の見出し中「差押」を「差押え」に、「有体動産」を「動産」に、「假差押」を「假差押え」に、「假差押」を「假差押え」に改め、同条第三項中「假差押」を「假差押え」に、「假差押」を「假差押え」に改め、同条第四項を削る。

第二十三条の見出し中「差押」を「差押え」に改め、同条第一項中「差押」を「差押え」に、「有体動産」を「動産」に、「假差押」を「假差押え」に改め、同条第二項中「假差押」を「假差押え」に改め、同条第三項中「假差押」を「假差押え」に、「假差押」を「假差押え」に改め、同条第四項を削る。

第二十四条の見出し中「差押」を「差押え」に改め、同条中「有体動産」を「動産」に、「差押」を「差押え」に改め、同条第二項中「差押」を「差押え」に、「有体動産」を「動産」に、「假差押」を「假差押え」に改め、同条第三項中「假差押」を「假差押え」に、「假差押」を「假差押え」に改め、同条第四項を削る。

第二十五条の見出しを「(動産)」に改める。

第二十六条の見出しを「(強制競売の手続の制限)」に改め、同条第一項中「差押」を「差押え」に改め、同条第二項の不動産について、「競売手続開始の決定」を「強制競売の開始決定」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第二十七条の見出しを「(差押えの登記のまつ消)」に改め、同条中「競売の申立てがあつたこと」を「強制競売に係る差押え」に改める。

第二十八条中「假差押」を「仮差押え」に、「差押」を「差押え」に、「有体動産」を「動産」に改める。

第二十九条中「差押」を「差押え」に、「競売」を「強制競売」に、「假差押」を「假差押え」に改める。

第三十条中「假差押」を「強制競売の手続の制限」に改め、同条第一項中「假差押」を「強制競売の手続の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第三十一条中「假差押」を「強制競売の手続の制限」に、「假差押」を「強制競売の手続の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第三十二条中「假差押」を「強制競売の手続の制限」に、「假差押」を「強制競売の手続の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第三十三条中「假差押」を「強制競売の手続の制限」に、「假差押」を「強制競売の手続の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第三十四条中「假差押」を「強制競売の手続の制限」に、「假差押」を「強制競売の手続の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第三十五条中「假差押」を「強制競売の手続の制限」に、「假差押」を「強制競売の手続の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第三十六条の見出しを「(假差押の登記のまつ消)」に改め、同条中「競売の申立てがあつたこと」を「強制競売に係る差押え」に改める。

第三十七条中「競落期日」を「売得金の交付を受けた時」に改める。

第三十八条中「假差押」を「強制競売の手続の制限」に、「假差押」を「強制競売の手続の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第三十九条中「假差押」を「強制競売の手続の制限」に、「假差押」を「強制競売の手続の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第四十条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第四十一条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第四十二条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第四十三条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第四十四条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第四十五条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第四十六条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第四十七条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第四十八条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第四十九条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第五十条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第五十一条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第五十二条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第五十三条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第五十四条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第五十五条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第五十六条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第五十七条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第五十八条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第五十九条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第六十条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第六十一条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第六十二条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第六十三条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第六十四条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

第六十五条中「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「假差押」を「強制競売の手續の制限」に、「競落期日」を「配当要求の終期」に改める。

十七条第一項（これらを準用し、又はその例による場合を含む）の規定による決定により不動産に対する占有を解いて保管すること。

十八 船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書の取上げ

第八条第一項第十一号を同項第十四号とし、同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号中「仮差押えをした物」を「仮差押えの執行をした動産その他執行官の保管している物」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 民事執行法第六条第二項又は第九十六条第二項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

第八条第一項第八号中「仮差押えをした物」を「仮差押えの執行をした動産その他執行官の保管をしている物」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

第八条第一項第八号中「仮差押えをした物」を「仮差押えの執行をした動産その他執行官の保管をしている物」に改め、同号を同項第七号とし、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 民事執行法第六百二十七条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による決定による動産の取上げ

第八条第一項第七号中「船舶」を「船舶等」に、「得させる」を「取得させる」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「特定の動産又は代替物の一定の数量」を「動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 売却又はその他の換価の実施に係る事務

第八条第二項第二号中「第十二号まで及び第十四号から第十六号」を「第四号まで、第六号から第十五号まで及び第十七号から第二十一号」に改め、「競売の日時及び場所の公告その他」を削り、「民事訴訟法第五百五十条」を「民事執行法第三十九条第一項若しくは第一百八十三条第一項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第四十六条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五条）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号（中「競売若しくは強制管理の申立て」を「強制競売、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。以下単に「競売」という。）若しくは強制管理に係る差押え」に改める。別表第一第二号（中「競売の申立て」を「強

に改め、同条第二項中「第十七号」を「第二十号」に改める。

第十一条第一項第三号中「民事訴訟法第五百三十五条」を「民事訴訟法第七条」に改め、同項

第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「民事訴訟法第五百八十二条又は五百八十三条」を「民事執行法第一百三十六条又は第三十八条（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを「一号ずつ繰り上げ、同項第十一号を削り、同項第十二号を同項第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十二 民事執行法第六百六十一条第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）に規定する証書の作成の費用

第十一条第一項に次の一号を加える。

十二 民事執行法第六百六十一条第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）に規定する証書の作成の費用

第十一条第一項中「並びに同項第四号に規定する日当、旅費及び宿泊料」を削る。

十二 前各号の費用以外の執行官の職務に要する費用で、最高裁判所の規則で定めるもの

第十一条第一項中「並びに同項第四号に規定する日当、旅費及び宿泊料」を削る。

十二 前各号の費用以外の執行官の職務に要する費用で、最高裁判所の規則で定めるもの

第十一条第一項中「並びに同項第四号及び第十二号の費用（鑑定人の報酬を除く。）」を「及び第十一号から第十二号までの費用」に改める。

第十二条第二項中「第十一号及び第十二号の費用」を「第十号及び第十一号の費用並びに同項第十二号の費用で最高裁判所の規則で定めるもの」に改める。

第十二条第二項中「並びに同項第四号及び第十二号の費用（鑑定人の報酬を除く。）」を「及び第十一号から第十二号までの費用」に改める。

第十二条第二項中「並びに同項第十二号の費用」を「第十号及び第十一号の費用並びに同項第十二号の費用で最高裁判所の規則で定めるもの」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第四十六条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五条）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号（中「競売若しくは強制管理の申立て」を「強制競売、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。以下単に「競売」という。）若しくは強制管理に係る差押え」に改める。別表第一第二号（中「競売の申立て」を「強

くは強制管理の申立て」を「強制競売、競売若しくは強制管理に係る差押え」に改める。

別表第一第七号（中「競売」を「強制競売」に改める。

第十四条第一項第三号を次のように改める。

第十一条第一項第三号中「民事訴訟手続」の下に「民事執

行手続」を加える。

第十二条第十三号を次のように改める。

十三条 強制執行の申

立て若しくは配當は公証人に支払うべき

要求のための債務手数料の額及び第七号

名義の正本の交付、の例により算定した費

用の額

執行文の付与又は用の額

民事執行法（昭和五十四年法律第

号）第二十九

条の規定により送達すべき書類の交

付を受けるために要する費用

第十二条第十六号を同条第十九号とし、同条第十五号中「強制執行」の下に「仮差押えの執行」を、「担保権の実行」の下に「（その例による競売を含む。）」を加え、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

第十二条第十六号を同条第十九号とし、同条第十五号中「強制執行」の下に「（その例による競売を含む。）」を加え、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

第十二条第十六号を同条第十九号とし、同条第十五号中「強制執行」の下に「（その例による競売を含む。）」を加え、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

第十二条第十六号を同条第十九号とし、同条第十五号中「強制執行」の下に「（その例による競売を含む。）」を加え、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

第十二条第十六号を同条第十九号とし、同条第十五号中「強制執行」の下に「（その例による競売を含む。）」を加え、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

に改める。

第一条中「民事訴訟手続」の下に「民事執

行手續」を加える。

第二条第十三号を次のように改める。

十三条第十三号を次のように改める。

第十四条第一項第三号を次のように改める。

第十一条第一項第三号中「民事訴訟手続」の下に「民事執

行手續」を加える。

要求のための債務手数料の額及び第七号

名義の正本の交付、の例により算定した費

用の額

執行文の付与又は用の額

民事執行法（昭和五十四年法律第

号）第二十九

条の規定により送達すべき書類の交

付を受けるために要する費用

第十二条第十六号を同条第十九号とし、同条第十五号中「強制執行」の下に「（その例による競売を含む。）」を加え、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

第十二条第十六号を同条第十九号とし、同条第十五号中「強制執行」の下に「（その例による競売を含む。）」を加え、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

第十二条第十六号を同条第十九号とし、同条第十五号中「強制執行」の下に「（その例による競売を含む。）」を加え、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

第十二条第十六号を同条第十九号とし、同条第十五号中「強制執行」の下に「（その例による競売を含む。）」を加え、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

第十二条第十六号を同条第十九号とし、同条第十五号中「強制執行」の下に「（その例による競売を含む。）」を加え、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

別表第一第四号（中「競売若しくは強制管理の申立て」を「強制競売、競売若しくは強制管理に係る差押え」に改める。

別表第一第七号（中「競売」を「強制競売」に改める。

第十四条第一項第三号を次のように改める。

第十一条第一項第三号中「民事訴訟手続」の下に「民事執

行手續」を加える。

第十二条第十三号を次のように改める。

十三条第十三号を次のように改める。

第十四条第一項第三号を次のように改める。

第十一条第一項第三号中「民事訴訟手續」の下に「民事執

行手續」を加える。

要求のための債務手数料の額及び第七号

名義の正本の交付、の例により算定した費

用の額

執行文の付与又は用の額

民事執行法（昭和五十四年法律第

号）第二十九

条の規定により送達すべき書類の交

付を受けるために要する費用

第十二条第十六号を同条第十九号とし、同条第十五号中「強制執行」の下に「（その例による競売を含む。）」を加え、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

第十二条第十六号を同条第十九号とし、同条第十五号中「強制執行」の下に「（その例による競売を含む。）」を加え、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

第十二条第十六号を同条第十九号とし、同条第十五号中「強制執行」の下に「（その例による競売を含む。）」を加え、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七条ノ二の規定により公証人がする書類の送達のために要する費用

第十五条第一項中「民事訴訟法の規定による」を「民事執行法その他強制執行の手続に関する法律の規定に従い」と改める。

第二十条第一項中「若しくは管理人」を「管理人若しくは評価人」に、「競売」を「換価」に改める。

第三章中第二十八条の次に次の二条を加える。

(第三債務者の供託の費用の請求等)

第二十八条の二 民事執行法第一百五十六条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定により供託した第三債務者は、供託するため必要とする旅費、日当及び宿泊料

(供託所に出頭しないで供託することができるとときは、供託に要する書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けるための費用)並びに供託に要する書類の書記料

(その書類が官庁その他の公の団体の作成に係るものについては、その交付を受けるために要する費用)供託に要する書類の書記料

の書類及び提出の費用を請求することができる。

2 前項の費用の額は、第二条第四号から第八号までの例により算定する。

3 第一項の費用は、第二十七条の規定にかわらず、供託の事情の届出をする時までに請求しないときは、支給しない。

4 第一項の費用は、供託金から支給する。

別表第一の一の上欄イ中「強制競売」の下に「(ロ)に掲げる申立て及び民事執行法第一百五十三条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による差

押命令の申立てを除く。」を加え、同欄中ロを

次のように改める。

ロ 民事執行法第一百七十二条第一項又は

別表第一の一の上欄中ロをへとし、ニ

をホとし、ハの次に次のように加える。

二 強制管理の方法による仮差押えの執

行の申立て

別表第一の一の七の項の上欄イ中「、執行文の

付与に対する異議の申立て、執行裁判所がする

強制執行の方法に関する異議の申立て、執行裁

判所に対する配当要求 同法第六百八十七条第

二項の規定による管理命令若しくは同法第三項

の規定による引渡命令の申立て、同法第七百十九条の規定による船舶の航行の許可を求める申

立て」を削り、同欄ホ中「イ」の下に「又はロ」

を加え、同欄ホをへとし、同欄ニ中「処分に

対する異議」を「執行処分又はその遅延に対する

執行異議」に改め、同欄ニをホとし、ハを

ニとし、ロをへとし、イの次に次のように加え

る。

ロ 執行裁判所の執行処分に対する執行

異議の申立て、民事執行法第十三条规定

一項の代理人の選任の許可を求める申

立て、執行文の付与の申立てに関する

処分に対する異議の申立て、同法第三

十六条第一項若しくは第三項の規定によ

る強制執行の停止若しくは続行を命

じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる

裁判を求める申立て、同法第四十一

条第二項の規定による特別代理人の選

任の申立て、執行裁判所に対する配

当要求、同法第五十五条第一項若しくは

第二項の規定による売却のための保全

処分若しくは同法第三項の規定による

その取消し若しくは変更の申立て、同

法第五十六条第一項の規定による地代

等の代金の許可を求める申立て、同法

第七十七条第一項の規定による最高価

買受申出人若しくは買受人のための保

立て、同法第一百五十五条第一項の規定に

全処分の申立て、同法第八十三条第一項の規定によ

る強制競売の手続の取消しの申立て、

同法第一百五十八条第一項の規定による差押

物の引渡命令の申立て又は同法第一百七

十二条第二項の規定による申立て

同法第一百二十七条第一項の規定による船

舶の航行の許可を求める申立て、同法

第一百二十七条第一項の規定による差押

物の引渡命令の申立て又は同法第一百七

十二条第二項の規定による申立て

同法第一百二十七条第一項の規定による船

第七百六十二条各号に掲げる条件を具備しないとき」とあるのは、「油濁損害賠償法第十一条第一項各号の一に該当するとき」とする。

(仮登記担保契約に関する法律の一部改正)

第五十一条 仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条次の一項を加える。

2 民事執行法(昭和五十四年法律第 号)

第五十九条第二項及び第三項の規定は前項の規定により消滅する担保仮登記に係る権利を有する者に対抗することができない土地等に係る権利の取得及び仮処分の執行について、同法第五項の規定は利害関係を有する者のし

た前項の規定又はこの項において準用する同

条第二項の規定と異なる合意の届出について同法第五項の規定は利害関係を有する者のし

第一項第五号の期間内に届け出るべき旨を催告しなければならぬ。

4 民事執行法第五十条の規定は第一項又は前項の規定による催告を受けた仮登記の権利者について、同法第八十七条第二項の規定は第一項の債権者のための担保仮登記が仮差押え

の登記後にされたものである場合について、
同条第三項の規定は第二項の債権者のための
担保仮登記が執行停止に係る差押えの登記後
にされたものである場合について準用する。
(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大
陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴
う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する

特別措置法の一部改正

第五十二条　日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十号）の一部を次のようにより改正する。

第七条中「及び強制執行」を「強制執行、仮差押え及び仮処分」に改める。

第二十九条第四項中「競落を許す決定が確定したとき」を「買受人が代金を納付したとき」に改め、同条第五項中「売得金」を「売却代金」に改める。

(民事訴訟法等の一部改正)
第五十三条 次に掲げる法律の規定中「民事訴訟に関する法令」を「民事執行法（昭和五十四年法律第号）その他強制執行の手続に関する法令」に、「但し」を「ただし」に改める。
一 家事審判法（昭和二十一年法律第百五十二号）第二十九条第二項

二号) 第三十六条第二項

二 航空機抵當法（昭和二十八年法律第六十六号）第二十条第四項

3 次に掲げる法律の規定中「競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売」を「担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）」に改める。

一 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十
八号）第二十五条第一項第二号

二 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第
百三十四号）第三十二条第一項第三号

三 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法
五百三十一号）第二条第一項第二号

四　流通業市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第三十八条第一項第
五　新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第十六号）第五十一条第一項第三号

（施行期日）
附則
第一　この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律
　　号）の施行の日（昭和五十五年十月一

(日) から施行する。
(経過措置)

は、なお従前の例による。

3 前項の事件に關し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定め

4
るところによる。
この法律の施行後に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十八条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお從前に例による。

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案
件が付託された。

一、国籍法の一部を改正する法律案(衆)

国籍法の一部を改正する法律
国籍法（昭和二十五年法律第四百四十七号）の一
部を次のように改正する。

第二条第一号中「父」の下に「又は母」を加え、
同条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第四条の二 現に日本に住所を有する十八歳以上
の日本人の夫又は十六歳以上の日本国民の妻

の日本人の夫婦の「夫婦」の日本国民の妻である外国人で、引き続き一年以上日本に住所又は居所を有するものについては法務大臣は、その者が前条第一号及び第二号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

(施行期日) 附 則
第五条中「前項」を「第四項」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。
第六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 する。
（経過措置）
この法律の施行前に帰化の許可の申請をした

日本国民の妻である外国人に係る許可の条件については、この法律による改正後の国籍法（以下「新法」という。）第四条の二の規定にかかるらず、なお従前の例による。

国籍を有しないものは、法務大臣に届出をして日本の国籍を取得することができる。

4 新法第十一條から第十三條までの規定は、前項の規定により国籍を取得する場合の手続について準用する。

戸籍法(昭和二十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。
附則第百四十一條の次に次の一条を加える。
第一百四十二条 当分の間、第一百一条の規定は、
国籍法の一部を改正する法律(昭和五十四年
法律第一号)附則第三項の規定より日本
の国籍を取得した者について準用する。

第三号中正誤

昭和五十四年三月十七日印刷

昭和五十四年三月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

W